

平成 22 年度盛岡市除雪計画について

平成 22 年 11 月 24 日
建 設 部

「盛岡市除雪計画書」は、盛岡市の除排雪対策の方向性を定めた「盛岡市除排雪基本方針」、除雪の対策区分等を定めた「盛岡市除雪基本計画」、盛岡市内の市道や農林道等の除雪基準や体制を定めた「盛岡市道除雪計画」、「盛岡市農道除雪計画」、「盛岡市林道除雪計画」により構成されています。

今年度も、実質除雪率 100%の達成に向け、除雪路線の拡充、及びこれに伴う委託業者への担当路線の見直しを行い、効率的な除雪が実施できるよう努めています。

また、市民協働除雪の一環として、町内会等への小型除雪機貸出数を増やし、更にきめ細かな除雪体制の構築を目指しています。

◎盛岡市除排雪基本方針（平成 16 年 10 月市長決裁）（計画書 1 ページ）

冬期間においてもより住みやすく、より交流が促進されるよう、総合的な除排雪対策についての方向性が定められている。

◎盛岡市除雪基本計画（計画書 5 ページ）

盛岡市除排雪基本方針の理念に基づき、冬期間の道路交通を確保するため、除雪活動を迅速かつ適切に実施し、市民生活の安定を図ることを目的とする。

○盛岡市道除雪計画（計画書 7 ページ～11 ページ）

1. 目的
2. 除雪対策本部の設置
3. 除雪作業内容
4. 除雪出動基準

除雪指定路線の除雪は、次に該当する場合に実施する。

- ①降雪量が概ね 10 c m を超えたとき。
- ②降雪量が概ね 5 c m を超え、さらに降雪が予想されるとき。
- ③強風により、路面に吹き溜まりが発生したとき。
- ④わだち等路面状況が著しく悪化したとき。または、気温の上昇に伴う融雪により路面状況が著しく悪化したとき。

5. 排雪作業内容

市道の排雪は、次に該当する場合に実施する。

- ①排雪指定路線において、路側の堆雪高さが 1.5m を越え、かつ片側の車道幅員が 2m を確保できなくなったとき。
- ②排雪指定路線以外において、車道及び歩道の幅員確保が困難となり、著しく通行に支障があるとき、またはそのおそれがあるとき。

- ③主要な交差点において堆雪が著しく、通行に支障があるとき。
- ④路面状況が著しく悪化し、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは通行が確保できないと判断したとき。

6. 凍結防止剤の散布

凍結防止剤散布車により、バス路線等の主要な交差点や急坂部等に凍結防止剤を散布する。また、その他の市道については地域住民や町内会、事業所等の散布協力を得て、凍結路面の解消に努める。

7. 雪捨て場の指定

8. パトロールの実施

9. 情報収集・管理

10. 情報発信

11. 豪雪対策

降雪量が概ね 40cm を超え、市民生活に多大な影響を及ぼしているか、または及ぼすおそれがあるときは、盛岡市豪雪対策本部を設置し、その対策にあたる。

◇盛岡市道除雪計画実施要領 (計画書 12 ページ～18 ページ)

1. 今冬寒候期の気象の概況について (仙台管区気象台発表「東北地方寒候期予報」)
東北日本海側は平年に比べ雪の日が少なく、太平洋側は平年と同様に晴れの日が多い。
2. 除雪対策本部の設置について
3. 除雪路線計画について

(1) 指定路線区分

<旧盛岡市>

- ①第1種指定路線 午前6時完了を目標に実施
- ②第2種指定路線 午前7時完了を目標に実施
- ③第3種指定路線 第1種・第2種完了後速やかに実施
- ④歩道指定路線 午前7時完了を目標に実施

<玉山区>

区内を13地区にブロック割とし、ブロック内で路線の性格を勘案して、効率的かつ速やかに除雪を行う。

(2) 車道除雪計画

道路改良及び街路事業等で竣工した路線、土地区画整理事業で竣工した路線、要望路線の見直しを行い、新たに車道で約20kmの路線を除雪路線として指定した。

【車道除雪延長】

単位：km

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	増減
除雪延長	1,365.5	1,373.5	1,393.3	+19.8

(※道路種別・区域による詳細は、計画書13・14ページ参照)

(3) 歩道除雪計画

道路改良及び街路事業等で竣工した路線，土地区画整理事業で竣工した路線，要望路線等の見直しを行い，新たに歩道で約 15km の路線を除雪路線として指定した。

【歩道除雪延長】

単位：km

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	増減
除雪延長	288.7	293.3	307.9	+14.6

(※区域による詳細は，計画書 14 ページ参照)

4. 除雪実施方法

(1) 除雪実施方法

旧盛岡市は全て委託により実施する。玉山区は 1 3 地区のブロック割とし，5 地区を直営，8 地区を委託により実施する。

(2) 使用機械

除排雪業務に使用する除雪機械等は，盛岡市有車輛 164 台 (H21 比較，14 台増)，委託車両 345 台 (H21 比較 15 台増：バックホウ・ダンプを除く) とする。

(3) 除雪要領

- ①新雪除雪 (車道除雪)
- ②吹溜りの処理 (車道除雪)
- ③路面整正除雪 (車道除雪)
- ④拡幅除雪 (車道除雪)
- ⑤歩道除雪
- ⑥排雪 (運搬除雪)

(4) 融雪施設

歩車道，跨線橋及び地下道等の機能を確保するため，ロードヒーティング及び無散水消雪施設等の各融雪施設の整備をおこなうとともに，保守点検等を行い適正な維持管理に努める。

(5) 凍結防止剤の散布

①散布箇所及び散布方法

【市民等の協力による散布依頼箇所数】

ドラム缶等設置箇所	93 箇所	(H21 比較±0 箇所)
町内会等散布依頼先	540 箇所	(H21 比較 3 箇所増)

②散布薬剤

使用する薬剤は，平坦部には，酢酸ナトリウム系の液剤と，塩化物系の粒剤，急坂部には，全域に塩化物系の粒剤を基本とする。

(6) 雪捨て場

市の実施する排雪 (運搬除雪) 及び市民の利用のため，10 箇所の雪捨て場を指定し，委託により維持管理を行う。(玉山区の雪捨て場は，直営により維持管理を行う。)

なお，中津川下ノ橋下流右岸 (通称：下ノ橋) の雪捨て場については，シーズン中においても定期的な清掃活動を行うとともに，水質検査を実施し，中津川の清流を保全するよう努める。

(7) 水切り

交差点や路側等において、特に春先の融雪時の水たまり等により歩行者や自転車の通行に支障を来たす場合、上下水道局下水道施設管理課の協力を得て水切りを行う。

5. 隣接町村との調整について

滝沢村道、矢巾町道と接続する市道において、委託業者の作業区間の調整をする等相互の効率化を図る。

6. 市民との協働除雪について

市民との協働による除排雪を推進するため、市民に対して速やかな情報の提供に努めるとともに、市民が除排雪に協力できるような環境づくりに努める。

- ①町内会へ 130台の小型除雪機械の貸し出しを行う。(H21比較12台増)
- ②町内会及び商店街等が道路の排雪を実施できるよう、無料で運転手付きダンプトラック及び、作業用器具（スコップ、つるはし等）の貸し出しを行う。
- ③広報もりおか（12/1号）、ラジオ番組（ラヂオ盛岡）及び市のホームページを利用したPR活動を実施する。
- ④身近な雪の集積場として、地域の公園や市有地を提供する。（43箇所）
(H21比較14箇所増)
- ⑤町内会への除排雪関連資料（除雪計画図コピー等）配布

7. 除排雪業者

除排雪業務は全面委託（玉山区を除く）により行い、134者（H21当初契約比較 4者増 ※ 9者増、5者減）と契約を行い業務にあたる。

○盛岡市農道除雪計画（計画書 19～20 ページ）

【除雪計画概要】

		平成 21 年度	平成 22 年度	増 減
農 道	路 線 数	9 路線	9 路線	± 0 路線
	路線延長	1 0, 1 7 7 m	1 0, 1 7 7 m	± 0 m
業務委託業者		7 業者	7 業者	± 0 業者

○盛岡市林道除雪計画（計画書 21～22 ページ）

【除雪計画概要】

		平成 21 年度	平成 22 年度	増 減
林 道	路 線 数	2 2 路線	2 2 路線	± 0 路線
	路線延長	4 8, 6 8 6 m	4 8, 6 8 6 m	± 0 m
業務委託業者		1 0 業者	1 0 業者	± 0 業者

平成 22 年度

盛 岡 市 除 雪 計 画 書

盛 岡 市



目 次

盛岡市除排雪基本方針

盛岡市除排雪基本方針（本文）

- I. 目的 1
- II. 基本方針 1～2
- III. 施策の推進 2～4

盛岡市除雪基本計画

- 1. 目的 5
- 2. 計画の対象とする道路及び管轄区分 5
 - (1)一般国道 (2)県道 (3)市道 (4)農道 (5)林道
- 3. 除雪の対策区分 5
 - (1)一般国道 (2)県道 (3)市道 (4)農道 (5)林道
- 4. 盛岡市除雪連絡会議 5
 - (1)盛岡市除雪連絡会議 (2)分科会議
 - (3)事務局
- 盛岡市除雪連絡会議名簿 6

平成 22 年度 盛岡市道除雪計画

- 1. 目的 7

2. 除雪対策本部の設置	7
3. 除雪作業内容	7
4. 除雪出動基準	7
5. 排雪作業内容	7～8
6. 凍結防止剤の散布	8
7. 雪捨て場の指定	8
8. パトロールの実施	8
9. 情報収集・管理	8
10. 情報発信	8～9
11. 豪雪対策	9
除雪対策本部組織体制	10
豪雪対策本部組織体制	11

平成22年度 盛岡市道除雪計画実施要領

1. 今冬寒候期の気象の概況について	12	
2. 除雪対策本部の設置について	12	
3. 除雪路線計画について	12～14	
(1) 指定路線区分	(2) 車道除雪計画	
(3) 歩道除雪計画		
4. 除雪実施方法等について	15～17	
(1) 除雪実施方法	(2) 使用機械	(3) 除雪要領
(4) 融雪施設	(5) 凍結防止剤の散布	(6) 雪捨て場

(7)水切り

5. 隣接町村との調整について	17
6. 市民との協働除雪について	18
7. 除排雪指定路線について	18

平成22年度 盛岡市農道除雪計画

1. 目的	19
2. 指定路線の除雪	19
3. 除雪の期間	19
4. 除雪出動基準	19
5. 除雪の組織体制	19
6. 情報収集	20
7. パトロールの実施	20
8. 排雪路線について	20
9. 凍結防止剤の散布について	20

平成22年度 農道除雪計画概要

1. 除雪計画延長	20
2. 業務委託業者	20

平成22年度 盛岡市林道除雪計画

1. 目的	21
-------	----

2. 指定路線の除雪	2 1
3. 除雪の期間	2 1
4. 除雪出動基準	2 1
5. 除雪の組織体制	2 1
6. 情報収集	2 2
7. パトロールの実施	2 2
8. 排雪路線について	2 2
9. 凍結防止剤の散布について	2 2

平成 22 年度 林道除雪計画概要

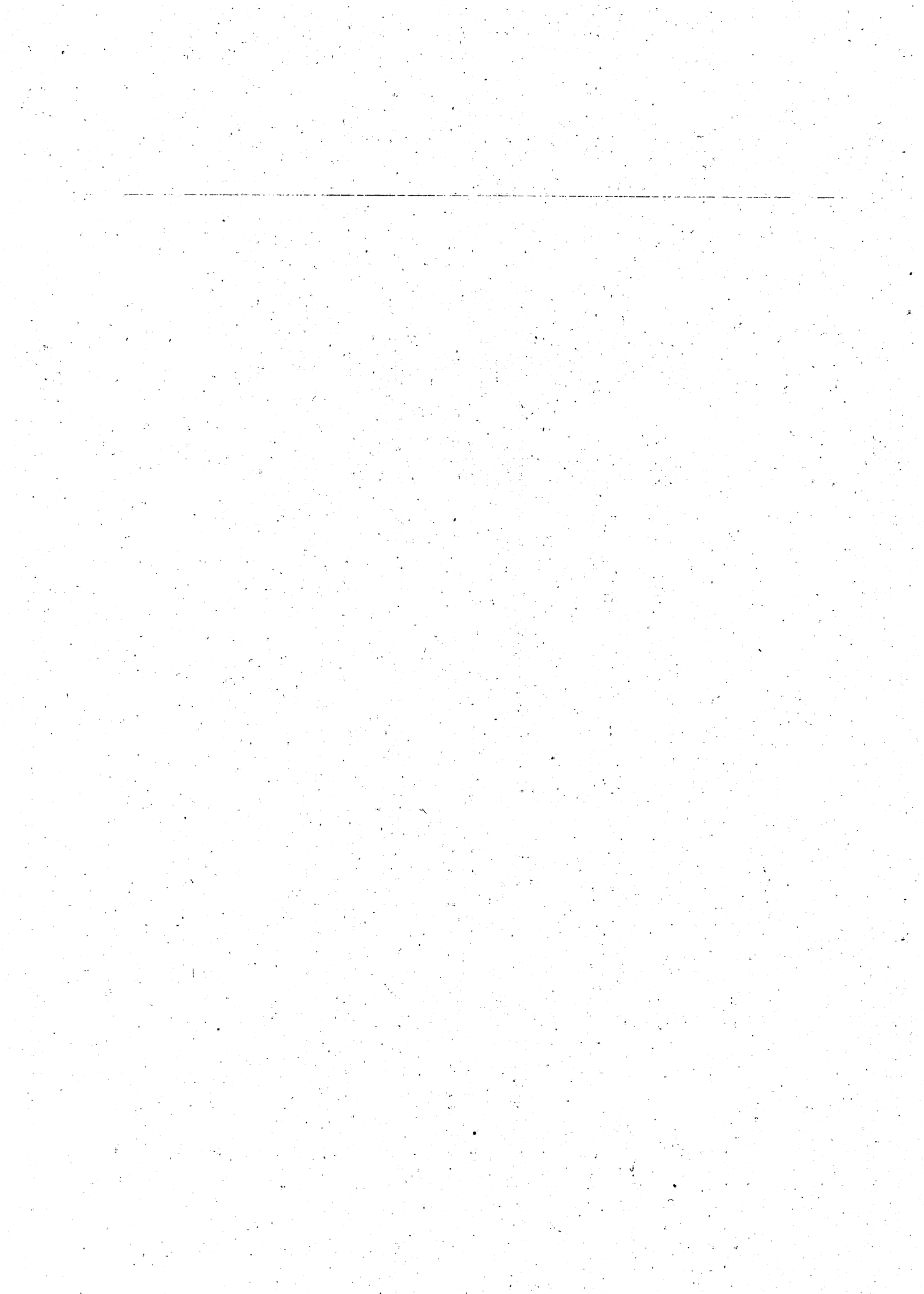
1. 除雪計画延長	2 2
2. 業務委託業者	2 2

資 料

関係機関一覧表	2 3
平成 22 年度除排雪業務委託業者一覧表	2 4～2 9
除雪計画図	別 添

盛岡市除排雪基本方針

盛岡市除雪基本計画



盛岡市除排雪基本方針

平成16年10月 市長決裁

I. 目 的

この基本方針は、冬期間においてもより住みやすく、より交流が促進されるよう総合的な除排雪対策について方向性を定めるものである。

II. 基本方針

1. 安全で快適な交通ネットワークの確保

少雪で特に寒冷である盛岡特有の気象条件下で、市内各地域の特性に適応した除排雪作業及び凍結防止剤散布作業を、効果的かつ円滑に実施するよう努める。

車道部においては、市民の広範な交流を支え、救急医療や公共交通の確実性や信頼性を確保するために、幹線道路の除排雪作業等に努める。また、除雪指定されていない市道においても、安全で快適な交通ネットワークの確保のため、状況に応じた除排雪作業等を進める。

歩道部においては、市民が多く集まる中心市街地や通学路を重点的に、安全で快適な歩道空間の確保が図られるよう、除排雪作業に努める。

2. 連携と市民協働による除排雪体制の構築

市域内における除排雪作業については、国や県及び隣接町村との連携により、効果的で迅速な除排雪に努める。

また、行政と地域住民や町内会及びボランティア団体と、情報を共有しながら、それぞれの役割を分担し、市民と行政との協働による除排雪体制の推進に努める。

3. 安心とやさしさに配慮した冬期対策の推進

少子・高齢化が進む中、自力での除排雪作業が困難な世帯について、除排雪作業を支援できるよう、行政や各町内会及びボランティア団体の組織づくりとその育成支援に努める。

自然環境に対しても、除排雪車輛の作業経路を効率的にすることにより、

排気ガスの抑制に努める。また、凍結防止剤の散布方法を工夫するなど、環境面に配慮した冬期対策に努める。

Ⅲ. 施策の推進

1. 安全で快適な交通ネットワークの確保

【車道除排雪】

- ① バス運行路線等の主要幹線市道（第1種指定路線）及び国県道や、第1種指定路線を連絡する地区幹線的路線（第2種指定路線）の除雪においては更なる徹底を図る。
- ② 生活に密着した生活道路（第3種指定路線）の除雪も、更なる充実、拡大を図る。
- ③ 除雪指定路線以外においても、通行が著しく困難である場合は除雪を実施し、通行の確保が図られるよう進める。
- ④ 堆雪により著しく車輛の通行が困難である場合、もしくは困難となることが予想される場合は、排雪作業や凍結防止剤散布作業を早期に対応できるよう進める。
- ⑤ 排雪指定箇所については、身近な雪捨て場も含め、十分に確保されるよう努める。

【歩道除排雪】

- ① 歩行者の安全対策の充実や拡大を図るため、歩道除雪指定路線の増大を図る。
- ② 横断歩道部やバス停において、歩行者空間が確保されるよう除排雪を進める。
- ③ 歩道除雪指定路線以外でも、通行が著しく困難である場合、もしくは困難となることが予想される場合は、除雪を実施し安全が確保されるよう進める。

【凍結防止剤散布】

- ① 凍結防止剤を、主要交差点や急坂部の危険箇所に効果的に散布し、通行の安全が確保されるよう進める。
- ② 必要な急坂部には凍結防止剤入りドラム缶を設置し、町内会や事業所等へ依頼している凍結防止剤散布と併せて、より効果的に路面凍結を防止するよう進める。

【施設整備】

- ① 道路施設の新設の際は、冬でも安心して通行が可能となるよう、寒冷地特有の気象条件を考慮した施設設計をするとともに、既存の施設についてはユニバーサルデザイン※に配慮し、改良を図るよう進める。

※ユニバーサルデザイン・・・年齢や性別、能力などの特性や違いを超えて、あらゆる人にとって使いやすく、分りやすい空間、製品をデザインすること。

- ② ロードヒーティング等の消融雪施設の整備促進を図るとともに、適正な保守に努め、安全な交通空間が確保できるよう進める。
- ③ 交差点や急坂部の凍結路面に効果的な、凍結を抑制する舗装工法等、新しい技術を積極的に取り入れるよう進める。

2. 連携と市民協働による除排雪体制の構築

【盛岡市の役割】

- ① 車道部における実質除雪率※100%の達成を目指し、各種施策を効果的かつ確実に進める。

※実質除雪率＝車道除雪総延長÷（市道総延長－除雪困難な路線等の延長）

〔山間地の里道、冬期間使用しないあぜ道、除雪が非常に困難な狭い路線等の延長を控除した除雪率〕

- ② 国や県との連携を強化し、交差点部の除排雪作業を効果的かつ円滑に進める。
- ③ 隣接町村間において、接続する市町村道の除雪作業区間を調整し、相互に作業効率の向上が図れるよう進める。
- ④ 冬期間における気象情報データや、路面監視システムの情報を活用し、的確で効率的な道路管理を進める。
- ⑤ 除排雪及び凍結防止剤散布作業に関する各種広報活動を積極的に行い、市民の理解と協力が得られるよう各種施策を進める。
- ⑥ 市が保有し、委託業者へ貸与している除雪車輛の増車を図り、車輛リース費や維持管理費による委託業者の負担を軽減し、確実に効率的な除排雪体制が確保できるよう進める。
- ⑦ 豪雪のみならず、冬期に発生した地震等の災害にも対応できるよう、広義な防災計画の作成を進める。

【市民との協働】

- ① 市民の生活様式の多様化により、行政に対する要望や苦情が増加して

おり、行政が行うサービスだけではきめ細やかな対応が難しくなっていることから、行政と地域住民や町内会及びボランティア団体との間で役割を分担し、各地域の特性も配慮しながら、市民と行政との協働による除排雪体制を構築する。

- ② 地域のコミュニティ形成にも寄与するよう、町内会への小型除雪機械の貸出し事業や、各地域等で排雪を行うため必要とされるダンプトラックの貸出し事業等、市民との連携を図る各種施策を充実させるよう進める。
- ③ 生活道路においては、町内会や事業所等への凍結防止剤配布により、散布協力体制を維持し、地域交通の安全が確保されるよう進める。

3. 安心とやさしさに配慮した冬期対策の推進

- ① 自力での除排雪作業が困難な世帯に対して、間口除雪等の作業支援を行うため、除排雪ボランティアの仕組みづくりを促すとともに、活動しやすい環境づくりとその支援について進める。
- ② 除排雪車輛の作業経路を効率化し、排気ガス排出量の抑制が図られるように努める。
- ③ 凍結防止剤については、効果の持続時間が長い凍結防止剤を利用することで散布回数を減らす工夫をするなど、出来る限り道路や構造物等へ影響を与えないよう、自然環境に配慮した材料の使用に努める。

盛岡市除雪基本計画

1. 目的

この計画は『盛岡市除排雪基本方針』の理念に基づき、当市における冬期間の道路交通を確保するため、除雪活動を迅速かつ適切に実施し、市民生活の安定を図ることを目的とする。

2. 計画の対象とする道路及び管轄区分

- (1) 一般国道 原則として、直轄指定区間については国土交通省で行うものとし、県管理区間については県が行うものとする。
- (2) 県道 原則として、県が行うものとする。
- (3) 市道 原則として、盛岡市建設部及び玉山総合事務所が行うものとする。
- (4) 農道 原則として、盛岡市農林部及び玉山総合事務所が行うものとする。
- (5) 林道 原則として、盛岡市農林部及び玉山総合事務所が行うものとする。

3. 除雪の対策区分

- (1) 一般国道 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所の道路災害対策要領による。
- (2) 県道 岩手県県土整備部冬期道路交通確保（除雪）実施要領による。
- (3) 市道 盛岡市道除雪計画及び、同実施要領による。
- (4) 農道 盛岡市農道除雪計画による。
- (5) 林道 盛岡市林道除雪計画による。

4. 盛岡市除雪連絡会議

(1) 盛岡市除雪連絡会議

除雪活動を円滑に実施するため、関係機関及び市民諸団体から成る盛岡市除雪連絡会議を設置する。

なお、構成は次表のとおりとし、会長は盛岡市長とする。

(2) 分科会議

除雪連絡会議には除雪対策実施機関からなる分科会議を置き、議長は盛岡市建設部長とする。

(3) 事務局

除雪連絡会議の事務局は、盛岡市建設部に置く。

盛岡市除雪連絡会議名簿

○ 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所盛岡出張所	岩手県交通株式会社
○ 国土交通省東北地方整備局 岩手河 川国道事務所盛岡国道維持出張所	岩手県北自動車株式会社
○ 国土交通省東北地方整備局 岩手河 川国道事務所盛岡西国道維持出張所	岩手県タクシー協会盛岡支部
○岩手県盛岡地方振興局土木部	盛岡市建設業協同組合
○岩手県盛岡東警察署	盛岡市商店街連合会
○岩手県盛岡西警察署	盛岡市交通指導隊
○岩手県紫波警察署	盛岡市消防団
盛岡地方气象台	盛岡中央消防署
盛岡市町内会連合会	盛岡西消防署
玉山区自治会連絡協議会	盛岡南消防署
盛岡市PTA連合会	盛岡市議会
盛岡商工会議所	盛岡市長
盛岡商工会議所玉山地区運営協議会	盛岡市教育委員会
盛岡東地区防犯協会連合会	盛岡市財政部
盛岡西地区防犯協会連合会	盛岡市市民部
都南地区防犯協会連合会	盛岡市上下水道局
玉山区交通安全防犯協会連合会	○玉山総合事務所
東日本旅客鉄道株式会社 盛岡保線 技術センター	○盛岡市農林部
IGR いわて銀河鉄道株式会社	○盛岡市建設部

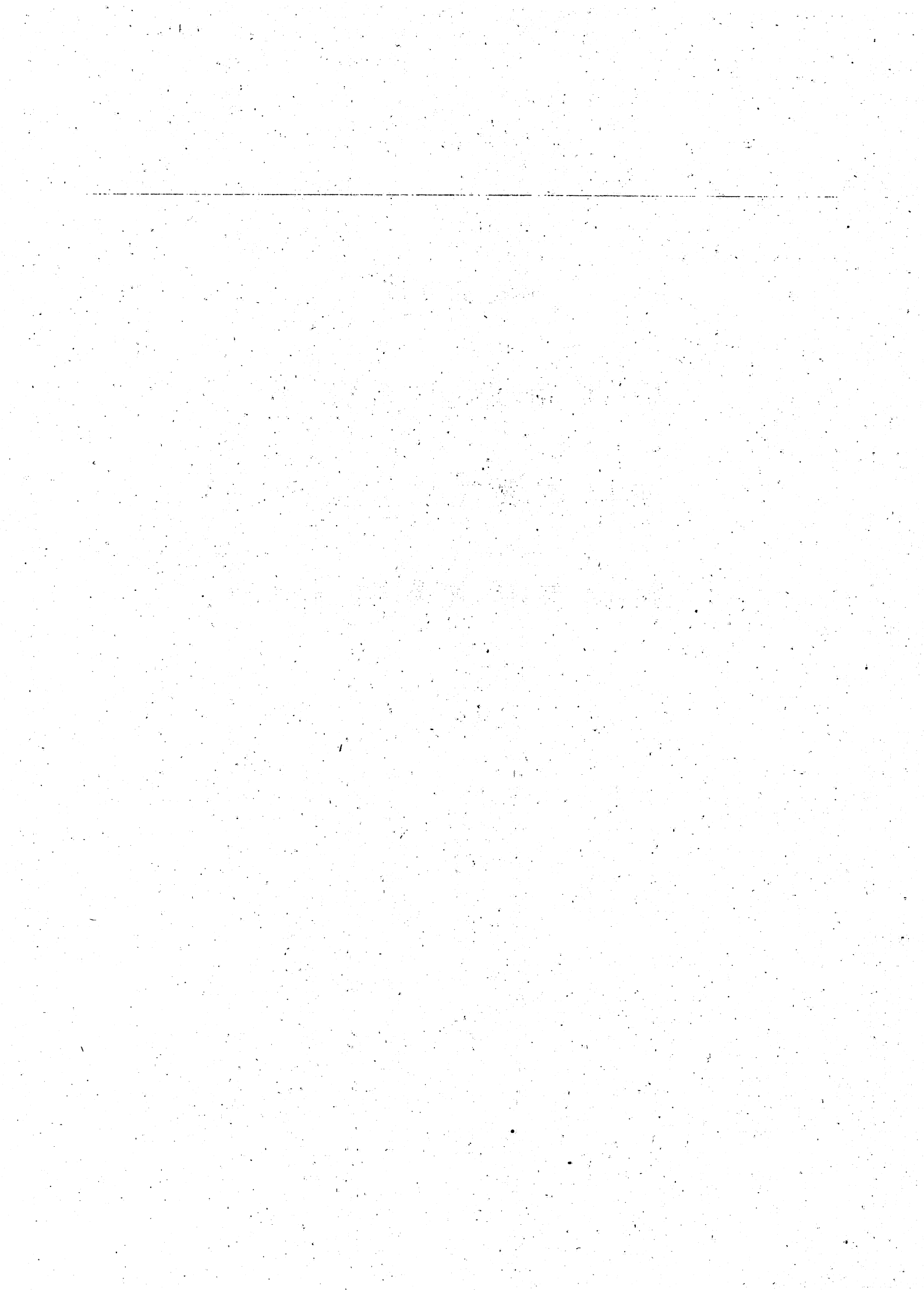
○ 印は分科会議構成員

平成 22 年度

盛岡市道除雪計画

盛岡市農道除雪計画

盛岡市林道除雪計画



平成 22 年度 盛岡市道除雪計画

1. 目的

この計画は、冬期間における盛岡市道の除雪活動を迅速かつ適切に実施し、円滑な道路交通を確保し、市民生活を守ることを目的とする。

2. 除雪対策本部の設置

除雪活動を迅速かつ円滑に実施するため、除雪対策本部を設置する。
なお、除雪対策本部の組織体制は、別図－1のとおりとする。

3. 除雪作業内容

①指定路線の除雪

市が除雪しようとする路線（以下、「除雪指定路線」という。）は、市民生活の基盤路線である定期運行バス路線、スクールバス路線、患者輸送バス路線、その他主要幹線市道及びこれらを連絡する地区幹線的路線とし、あらかじめ市が指定するものとする。

②指定外路線の除雪

指定していない路線の除雪については、地域住民、町内会及び自治会、事業所等が中心となり実施するものとし、市は必要に応じて除雪機械器具等を貸与するものとする。また、通行が著しく困難となったときは、市がパトロールを実施し、除雪や凍結防止剤散布等状況に応じ対応するものとする。

4. 除雪出動基準

除雪指定路線の除雪は、次に該当する場合に実施する。

- ①降雪量が概ね 10cm を超えたとき。
- ②降雪量が概ね 5cm を超え、さらに降雪が予想されるとき。
- ③強風等により、路面に吹き溜まりが発生したとき。
- ④わだち等路面状況が著しく悪化したとき。または、気温の上昇に伴う融雪により路面状況が著しく悪化したとき。

5. 排雪作業内容

(1)指定路線の排雪

市が排雪しようとする路線（以下、「排雪指定路線」という。）は、市民生活の基盤路線である除雪指定路線のうち、主要幹線市道とし、あらかじめ市が指定するものとする。

(2)指定外路線の排雪

排雪指定路線以外の路線の排雪については、地域住民、町内会及び自治会、事業所等が中心となり実施するものとし、市は必要に応じて排雪

用ダンプトラック等を貸与するものとする。また、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは通行が確保できない場合は、市がパトロールを実施し、対応するものとする。

(3) 排雪実施基準

市道の排雪は、次に該当する場合に実施する。

- ①排雪指定路線において、路側の堆雪高さが1.5mを越え、かつ片側の車道幅員が2mを確保できなくなったとき。
- ②排雪指定路線以外の幹線道路において、車道及び歩道の幅員確保が困難となり、著しく通行に支障があるとき、またはそのおそれがあるとき。
- ③主要な交差点において堆雪が著しく、通行に支障があるとき。
- ④路面状況が著しく悪化し、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは通行が確保できないと判断したとき。

6. 凍結防止剤の散布

凍結防止剤散布車により、バス路線等の主要な交差点や急坂部等に凍結防止剤を散布する。また、その他の市道については地域住民や町内会、事業所等の散布協力を得て、凍結路面の解消に努める。

7. 雪捨て場の指定

除雪活動を円滑に実施するため、市内主要箇所には雪捨て場を指定する。

8. パトロールの実施

積雪や除雪の状況を把握するため、計画的にパトロールを実施する。

9. 情報収集・管理

(1) 気象情報収集

適切な除雪活動を行うため、盛岡地方気象台の協力を得て全般的な気象情報の収集を行うとともに、気象情報システムを利用して各地区別の情報の収集を行うものとする。

(2) 路面情報収集

盛岡地区広域行政事務組合等により、路面状況について情報提供を受けるとともに、路面監視システムを利用して状況の確認に努めるものとする。

(3) 市民情報（要望等）収集

市民からの要望等に基づく情報を適切に収集したうえで、積雪等の路面情報として管理し、除雪指示やパトロールの情報として活用するものとする。

10. 情報発信

市民協働の除雪を推進するため、降雪量や雪捨て場の状況に加え、排雪用

貸し出しダンプの利用状況等についても、ホームページ(ウェブもりおか)等を利用し、最新情報の迅速な発信に努める。

1 1. 豪雪対策

降雪量が概ね 40cm を超え、市民生活に多大な影響を及ぼしているか、または及ぼすおそれがあるときは、盛岡市豪雪対策本部を設置し、その対策にあたる。

なお、豪雪対策本部の組織体制は、別図－2のとおりとする。

(1) 苦情等の受付体制の強化

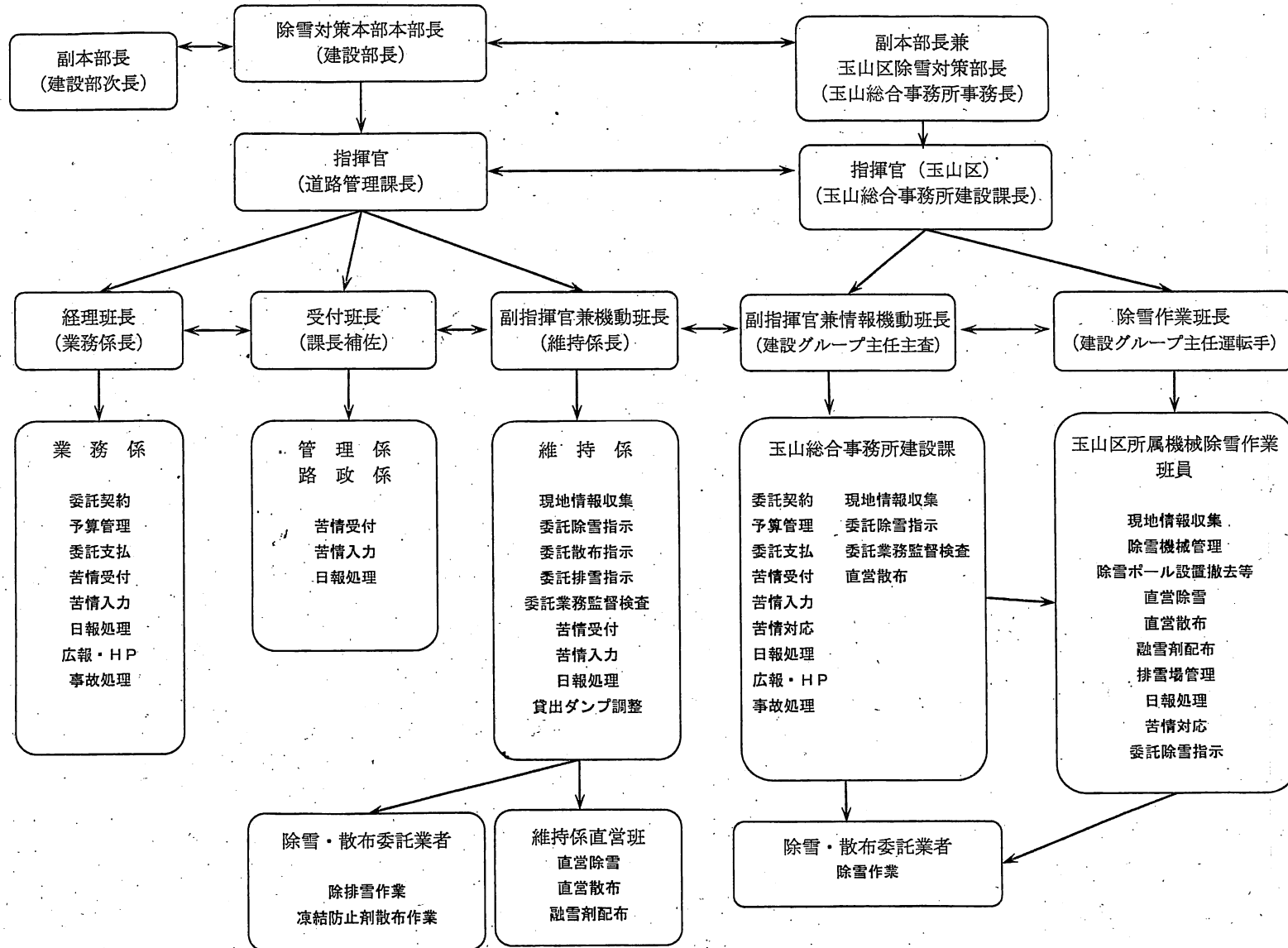
苦情等の収集を円滑に行うため、建設部内で電話の調整、若しくは道路管理課内への電話の増設を行うとともに、建設部内の各課より受付対応職員の応援を受ける。

(2) 現地確認体制の強化

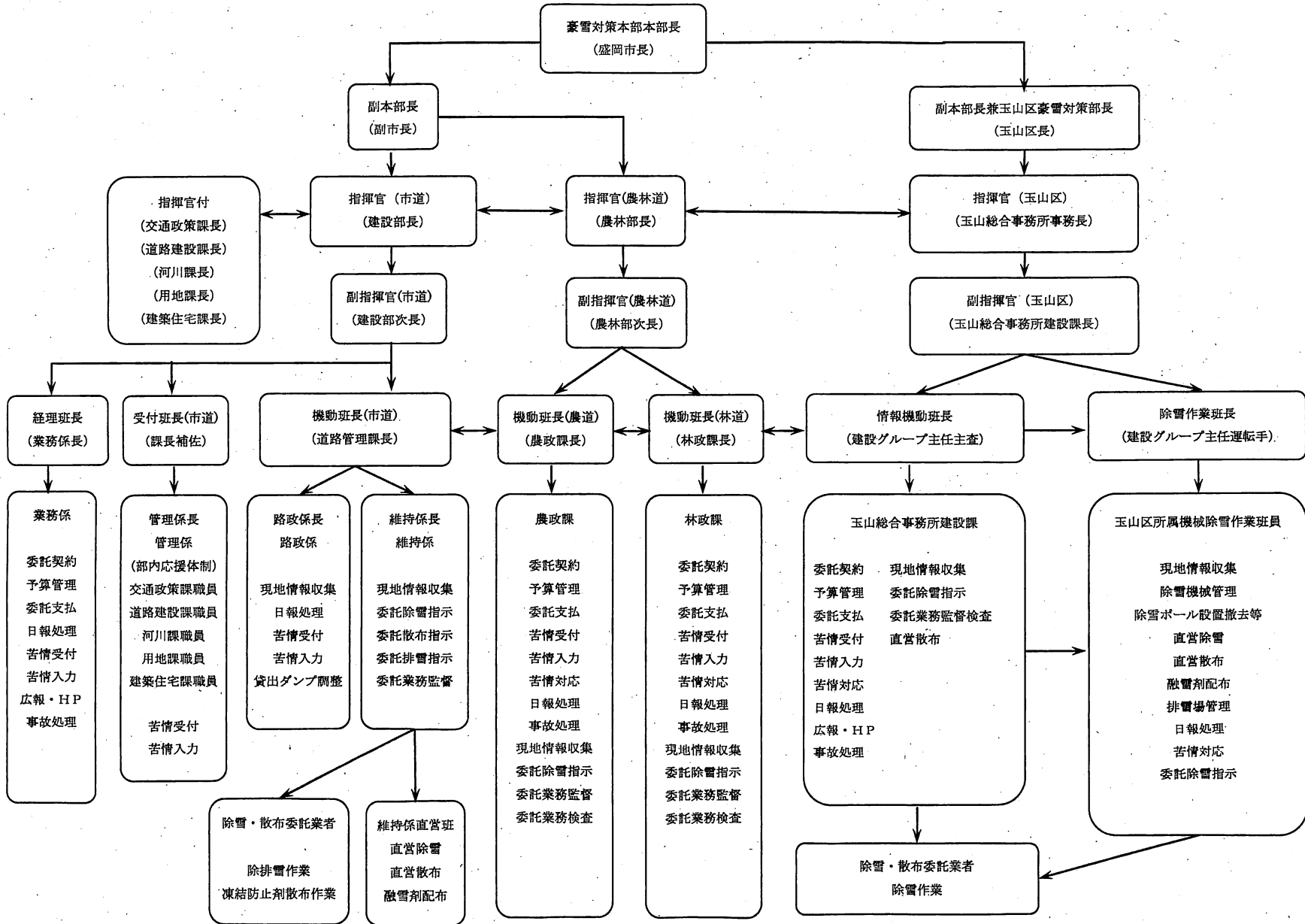
降雪及び積雪の情報を収集するため、市内をブロック分けしたうえで、常時のパトロール体制を敷き、道路状況の確認、苦情への対応、除雪業者への指導にあたる。その際に不足する公用車については、建設部内の各課、及び全庁的な応援を要請し対応する。

除雪対策本部組織体制

図—1



豪雪対策本部組織体制



平成 22 年度 盛岡市道除雪計画実施要領

1. 今冬寒候期の気象の概況について

(仙台管区气象台 平成 22 年 9 月 22 日発表「東北地方寒候期予報」より)

(1) 冬期間 (12 月～2 月) の気温の各階級の確率 (%)

[気 温]



[降水量]



■ 低い (少ない) □ 平年並 □ 高い (多い)

予想される平均気温は、東北地方で平年並が 30%、高いが 40%です。また、降水量は東北太平洋側で平年並が 30%、多いが 40%です。

(2) 予想される冬の (12～2 月) の天候

東北日本海側は平年に比べ雪の日が少なく、東北太平洋側は平年と同様に晴れの日が多いでしょう。

2. 除雪対策本部の設置について

平成 22 年度の除雪対策本部の設置期間は、平成 22 年 12 月 1 日から同 23 年 3 月 31 日までとする。

3. 除雪路線計画について

平成 22 年度における指定路線は、別添の除雪計画図のとおりとし、除雪は次の区分により実施する。

(1) 指定路線区分

①<旧盛岡市>

・第 1 種指定路線

主要幹線道路の中で主としてバス運行路線とし、午前 6 時完了を目標に除雪を行う。

・第 2 種指定路線

主要幹線道路とし、午前 7 時完了を目標に除雪を行う。

・ 第3種指定路線

地区幹線道路とし、第1種指定路線及び第2種指定路線の除雪完了後順次速やかに除雪を行う。

・ 歩道指定路線

通勤、通学を考慮し、午前7時完了を目標に除雪を行う。

②<玉山区>

- ・ 玉山区は大きく13地区にブロック割とし、ブロック内で路線の性格を勘案して、効率的かつ速やかに除雪を行う。

(2) 車道除雪計画

【車道除雪延長】

単位：km

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	増減
除雪延長	1,365.5	1,373.5	1,393.3	+19.8

【内 訳】

①<旧盛岡市>

単位：km

地区	路線数	第一種	第二種		第三種		合計
		グレーダ	グレーダ	ブル・ショベル	グレーダ	ブル・ショベル	
A	369	47.58	49.97	14.13	108.59	44.13	264.40
	374	47.58	49.59	15.64	111.06	44.46	268.33
B	180	14.37	44.79	10.45	30.49	17.62	117.72
	181	14.37	44.79	10.45	30.49	17.67	117.77
C	284	14.69	57.70	31.45	77.05	41.89	222.78
	298	13.99	57.67	30.57	90.35	42.17	234.75
D	304	23.23	47.50	16.78	50.13	37.99	175.63
	305	23.23	47.50	16.78	50.61	38.06	176.18
E	312	25.35	67.05	40.89	21.13	151.62	306.04
	319	25.52	67.05	40.89	21.69	153.10	308.25
小計	↓	↓	267.01	113.70	287.39	293.25	↓
			266.60	114.33	304.20	295.46	
合計	1449	125.22	380.71		580.64		1086.57
	1477	124.69	380.93		599.66		1105.28

※ 上段：平成21年度計画，下段：平成22年度計画

※ A～Eは市道認定の地域区分

A：仁王・桜城(北上川東)上田・緑が丘・松園・山岸・米内 B：城南・加賀野・杜陵・大慈寺・中野・築川

C：仙北・本宮・太田・つなぎ D：青山・みたけ・厨川・土淵・桜城(北上川西) E：見前・飯岡・乙部

②<玉山区>

単位：km

道路種別	区分	除雪延長		増減
		平成21年度	平成22年度	
市道	1級	57.29	57.29	0.00
	2級	46.04	46.04	0.00
	その他	183.61	184.66	1.05
	計	286.94	287.99	1.05
農道(※)		8.72	8.72	0.00
林道(※)		1.95	1.95	0.00
その他(※)		37.91	37.91	0.00
合計		335.52	336.57	1.05

※印は市道に準じる。

(3) 歩道除雪計画

バス路線、通学路、公共施設周辺道路及び、集客施設周辺道路の歩道について、ロータリ除雪車等の機械作業を基本として除雪を行う。なお、除雪機械の入る事が出来ない狭小な歩道については、人力作業により除雪を行う。

【歩道除雪延長】

単位：km

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	増減
施工延長	288.7	293.3	307.9	+14.6

【内訳】

①<旧盛岡市>

単位：km

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	増減
施工延長	275.1	278.5	292.9	+14.4

②<玉山区>

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	増減
施工延長	13.6	14.8	15.0	+0.2

4. 除雪実施方法等について

(1) 除雪実施方法

①<旧盛岡市>

旧盛岡市は、全て委託により実施する。

②<玉山区>

玉山区内を13地区のブロック別とし、5地区を市直営、8地区を委託より実施する。

(2) 使用機械

平成22年度の除雪業務に使用する除雪機械等は、次のとおりとする。

(台)

機種名	市保有車両	委託車両※
① 除雪グレーダ	8	39
② 除雪トラック	1	
③ 除雪ドーザ	9	49
④ ミニホイローダ		121
⑤ ロータリ除雪車		4
⑥ 小型ロータリ除雪車	8	9
⑦ ブルドーザ		9
⑧ バックハウ		11
⑨ ダンプトラック(2t・4t)	1	141
⑩ ダンプトラック(10t)		93
⑪ 除雪ジープ		4
⑫ トラクター		32
⑬ 凍結防止剤散布車	4	13
⑭ 2tダンプ搭載式散布機	1	
⑮ ハトガイト除雪機	2	58
⑯ ハトガイト除雪機(町内会貸出)	130	
合計	164台	583台

※委託車両数は、H21実績

(3) 除雪要領

①新雪除雪(車道除雪)

- ・ 盛岡市道除雪計画の出動基準に達した時には、各除雪担当業者の自主判断及び、市の指示により出動する。
- ・ 作業は事前に報告した除雪車両を使用し、降雪を路肩又は路外に排除するものであるが、特に初期降雪の際には次期降雪に備え、車道幅員を広く取るように作業する。

②吹溜りの処理(車道除雪)

- ・ 通行に支障となる吹き溜まりが発見された場合は、各除雪担当業者の自主判断及び、市の指示により出動する。

- ・吹溜りの原因は、周辺の環境によるものが大きいと推測されるが、新雪除雪により路肩に除去された雪堤が原因となる事があるので、多発地帯においては必要に応じて降雪を路外に除去する等の対策をする。

③路面整正除雪（車道除雪）

- ・路面の凹凸やわだち掘れが進行した路線について、市の指示により出動する。
- ・作業は基本的には対象路線の担当業者が実施する事とするが、市が担当業者の所有する機械では効果的な作業ができないと判断した場合等には、効果的な作業が可能な車両を有する他の委託業者に指示する場合もある。
- ・幹線道路の路面整正除雪は 3.7m級以上の除雪グレーダを基本とし、路面の平坦性を確保するとともに、気温上昇に伴う圧雪軟化が生じないようにする。

④拡幅除雪（車道除雪）

- ・沿道に民家が連なる事が無い路線で、路肩の雪堤の高さが 1.5m を越えた場合等に次期降雪に備えて、市の指示により出動する。
- ・作業は大型のロータリ除雪車（250PS 級）を基本とする。

⑤歩道除雪

- ・新たな積雪量が概ね 10cm となったときに、各除雪担当業者の自主判断及び、市の指示により出動する。
- ・作業は機械作業を基本とし、除雪機械の入る事が出来ない狭小な歩道のみ人力作業で実施する。

⑥排雪（運搬除雪）

- ・排雪指定路線は別添排雪指定路線図のとおりとし、路肩の雪堤の高さが 1.5m を越え、かつ片側の車道幅員が 2 m を確保出来なくなったときに排雪担当業者の自主判断及び、市の指示により出動する。
- ・排雪指定路線以外のバス路線等の幹線道路の排雪については、車道幅員の確保が困難となり、著しく通行に支障があるとき、またはそのおそれがあるときに市の指示により出動する。

(4) 融雪施設

歩車道、跨線橋及び地下道等の機能を確保するため、ロードヒーティング及び無散水消雪施設等の各融雪施設の整備をおこなうとともに、保守点検等を行い適正な維持管理に努める。

(5) 凍結防止剤の散布

①散布箇所及び散布方法

路面の凍結防止及び雪氷融解を促進して、スリップ事故の防止、また圧雪除去作業及び路面整正作業を容易にするため、交差点、踏切、橋梁、急坂部、カーブ等の主要な箇所について、路面状況を勘案しながら凍結防止剤散布車により凍結防止剤の散布を行う。

また、凍結防止剤を入れたドラム缶等を市内各所に配置するとともに、町内会、自治会、及び公共機関等にも凍結防止剤を配布して市民等の散布協力を得ながら交通の安全確保に努める。

【市民等の協力による散布依頼箇所数】

ドラム缶等設置箇所	93 箇所
町内会等散布依頼（配布先）	540 箇所

②散布薬剤

前年度の使用実績等により、使用する薬剤は、平坦部には酢酸ナトリウム系の液剤と塩化物系の粒剤、急坂部には全域に塩化物系の粒剤を基本とする。

(6) 雪捨て場

指定雪捨て場は次の 10 箇所とし、委託及び直営により維持管理を行う。

雪捨て場	使用区分	管理委託会社
玉山区字上田旧道路敷	市民、委託会社	(有)松園工業
雫石川舟場橋下流右岸	市民、委託会社	(株)熊谷砂利店
中津川下ノ橋下流右岸	市民	東亜道路工業(株)
北上川南大橋下流左岸	市民、委託会社	岩手建工(株)
北上川都南大橋下流左岸	市民、委託会社	(有)藤正建設
北上川都南中央橋下流右岸	市民、委託会社	(有)石名坂
湯沢団地	市民、委託会社	盛岡舗道(株)
御所湖下流右岸	市民、委託会社	高清建設(株)
盛岡南公園	市民、委託会社	日本道路(株)
北上川鶴飼橋上流右岸	市民	直営※

※玉山区の雪捨て場については、直営により維持管理を行う。

(7) 水切り

交差点や路側等において、特に春先の融雪時の水たまり等により歩行者や自転車の通行に支障を来たす場合、上下水道局下水道施設管理課の協力を得て水切りを行う。

5. 隣接町村との調整について

滝沢村道、矢巾町道と接続する市道において、委託業者の作業区間の調整をする等相互の効率化を図る。委託業者や除雪体制の違いにより調整を図れない路線についても、パトロールを実施し行政区域界で除雪の差が出ないよう努めるものとする。なお、除雪実施期間中においても必要に応じて随時調整を図るものとする。

6. 市民との協働除雪について

市民との協働による除排雪を推進するため、市民に対して速やかな情報の提供に努めるとともに、市民が除排雪に協力できるような環境づくりに努める。

- (1) 町内会へ小型除雪機械の貸し出しを行う。(130台)
- (2) 町内会及び商店街等が道路の排雪を実施できるよう、無料で運転手付きダンプトラック及び、作業用器具(スコップ、つるはし等)の貸し出しを行う。
- (3) 広報もりおか(12/1号)、ラジオ番組(ラヂオ盛岡)及び市のホームページを利用したPR活動を実施する。
- (4) 身近な雪の集積場として、地域の公園や市有地を提供する。(43箇所)

泉屋敷児童公園	境幼児公園
大館児童公園	桜台うんどろ公園
太田松原児童公園	桜台しらかば公園
沖児童公園	高屋敷児童公園
柿の木平グラウンド	塚堰児童公園
門田茂木児童公園	つぐみ児童公園
門北児童公園	つつじが丘児童公園
門中央公園	留場2号幼児公園
かみいかり児童公園	西青山児童公園
上畑幼児公園	西青山飛田児童公園
北畑幼児公園	林古児童公園
久保1号児童公園	ぴょんこ公園
久保3号幼児公園	更の沢児童公園
久保2号児童公園	富士見児童公園
久保4号幼児公園	見石児童公園
黒石野児童公園	緑が丘四丁目児童公園
黒石野二丁目児童公園	本宮児童公園
黒石野パークタウン児童公園	盛岡南公園
小鳩公園	諸葛川河川公園
小幡ふれあい公園	山岸老人憩いの家隣接地
こまどり児童公園	やまばと児童公園
こんぴら児童公園	

7. 除排雪指定路線について

- (1) 除雪計画図(別添)
- (2) 排雪計画図(別添)

平成 22 年度盛岡市農道除雪計画

1. 目的

盛岡市除雪計画に基づいて、盛岡市が管理する農道（玉山区を除く）のうち、生活基盤となる路線を対象とし、関係機関、地域住民の協力を得ながら実施するものとする。

2. 指定路線の除雪

市が除雪しようとする路線は、別表のとおりとする。

3. 除雪の期間

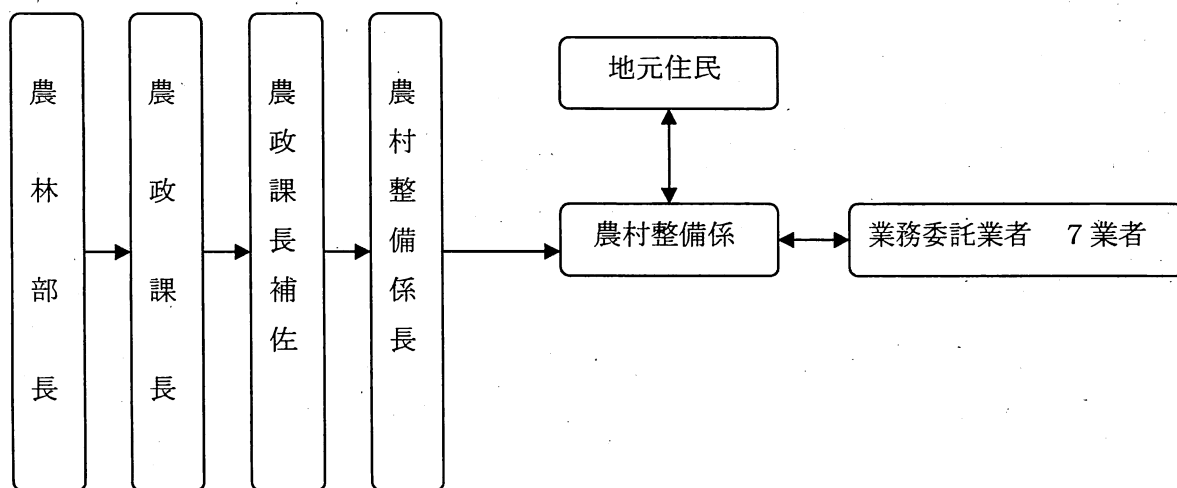
除雪の期間は、平成 22 年 12 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

4. 除雪出動基準

- (1) 降雪量がおおむね 10 センチメートルになったとき。
- (2) 風雪等により、吹き溜まり・雪崩れ等が発生したとき。
- (3) 気象の変化により「わだち」が発生する恐れのあるとき。
- (4) その他、前各号に準ずるとき。

5. 除雪の組織体制

(1) 除雪の平常時における体制は下表のとおりとする。



(2) 豪雪等の場合で、盛岡市豪雪対策本部が設置されたときは、5の(1)の体制は、自動的にこの対策本部に吸収統合されるものとする。

6. 情報収集

- (1) 適切な除雪活動を行なうため、路面監視システムによる情報や気象情報の収集を行う。
- (2) 除雪出動の判断に資するため、地域住民及び除雪業務委託業者と連絡を密にし、路面状況及び積雪状況などの状況提供を受ける。

7. パトロールの実施

積雪及び除雪の状況及び除雪後の路面状況を把握するため、パトロールを実施する。

8. 排雪路線について

除雪による路肩部への滞雪のため、車道や待避所の幅員確保が著しくなった路線は、当該路線沿いの残土処分地など交通の支障にならない場所に排雪するものとする。

また、除雪による融雪水などにより、凍結の危険が生じないように必要に応じて水切を行うものとする。

9. 凍結防止剤の散布について

急勾配区間や急カーブ区間、その他交通安全確保のために必要な箇所には業務委託業者や地域住民等の協力をいただき、凍結路面の解消及びスリップ事故の防止のため、凍結防止剤を散布するものとする。

平成 22 年度農道除雪計画概要

1 除雪計画延長

		平成 21 年度	平成 22 年度	増 減
農 道	路 線 数	9 路線	9 路線	± 0 路線
	路線延長	1 0, 1 7 7 m	1 0, 1 7 7 m	± 0 m

2 業務委託業者

	平成 21 年度	平成 22 年度	増 減
業務委託業者	7 業者	7 業者	± 0 業者

平成 22 年度盛岡市林道除雪計画

1 目的

盛岡市除雪計画に基づいて、盛岡市が管理する林道（玉山区を除く）のうち、生活基盤となる路線を対象とし、関係機関、地域住民の協力を得ながら実施するものとする。

2 指定路線の除雪

市が除雪しようとする林道除雪路線は、別表のとおりとする。

3 除雪の期間

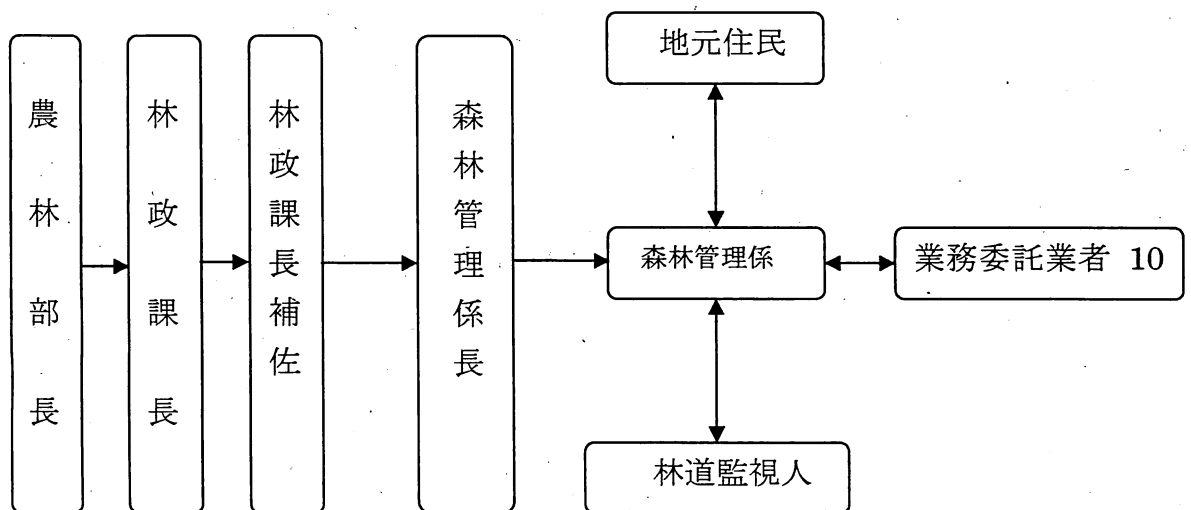
除雪の期間は、平成 22 年 12 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

4 除雪出動基準

- (1) 降雪量がおおむね 10 センチメートルになったとき。
- (2) 風雪等により、「吹き溜まり」または「雪崩れ」等が発生したとき。
- (3) 気象の変化により「わだち」が発生する恐れのあるとき。
- (4) その他、前各号に準ずるとき。

5 除雪の組織体制

- (1) 除雪の平常時における体制は下表のとおりとする。



- (2) 豪雪等の場合で、盛岡市豪雪対策本部が設置されたときは、5の(1)の体制は、自動的にこの対策本部に吸収統合されるものとする。

6 情報収集

- (1) 適切な除雪活動を行なうため、気象情報の収集を行う。
- (2) 除雪出動の判断に資するため、林道監視人、地域住民及び除雪業務委託業者と連絡を密にし、路面状況及び積雪状況などの情報提供を受ける。

7 パトロールの実施

積雪及び除雪の状況及び除雪後の路面状況を把握するため、パトロールを実施する。

8 排雪路線について

除雪による路肩部への滞雪のため、車道や待避所の幅員確保が著しく困難になった路線は、当該路線沿いの残土処分地など交通の支障にならない場所に排雪するものとする。

また、除雪による融雪水などにより、凍結の危険が生じないように必要に応じて水切りを行うものとする。

9 凍結防止剤の散布について

急勾配区間、急カーブ区間及びその他交通安全確保のために必要な箇所には業務委託業者や地域住民等の協力をいただき、凍結路面の解消及びスリップ事故の防止のため、凍結防止剤を散布するものとする。

平成 22 年度林道除雪計画概要

1 除雪計画延長

		平成 21 年度	平成 22 年度	増 減
林 道	路線数	22 路線	22 路線	±0 路線
	路線延長	48,686 m	48,686 m	±0 m

2 業務委託業者

	平成 21 年度	平成 22 年度	増 減
業務委託業者	10 業者	10 業者	±0 業者

資 料

- ・ 関係機関一覧表
- ・ 平成 22 年度除雪業務委託業者一覧表

関係機関一覧表

関係機関名	電話番号
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所盛岡出張所	636-0444
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所 盛岡国道維持出張所	636-0018
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所 盛岡西国道維持出張所	687-5888
盛岡地方気象台	622-7869
岩手県盛岡広域振興局土木部	651-3111
岩手県盛岡東警察署	606-0110
岩手県盛岡西警察署	645-0110
岩手県紫波警察署	671-0110
盛岡中央消防署	622-2175
盛岡西消防署	647-2234
盛岡南消防署	638-5001
東日本旅客鉄道株式会社盛岡保線技術センター	652-2437
IGR いわて銀河鉄道株式会社	652-9802
岩手県交通株式会社	654-2141
岩手県北自動車株式会社	654-5811
盛岡個人タクシー協同組合	622-8161
岩手県タクシー協会盛岡支部	623-8511
岩手県バス協会	651-0680
盛岡ガス株式会社	653-1241
東北電力株式会社	653-2111
NTT東日本岩手支店	625-4960
盛岡市上下水道局	623-1411

平成22年度市道除排雪業務委託業者一覧表

番号	業者名	住所	電話番号
1	(株)熊谷砂利店	上太田上川原153	659-0522
2	高清建設(株)	繫字湯の館5	689-2219
3	樋下建設(株)	菜園一丁目6-3	625-3737
4	岩手建工(株)	神明町10-25	651-6903
5	盛岡舗道(株)	中太田深持151-1	659-0185
6	鹿島道路(株)	黒川5地割2	675-1200
7	世紀東急工業(株)	門二丁目19-9	651-4012
8	大成ロテック(株)	仙北三丁目17-6	635-5965
9	東亜道路工業(株)	愛宕町19-20	624-1506
10	日本道路(株)	永井19-197-1	639-1333
11	日本ハイウェイ・サービス(株)	みたけ二丁目4-27	645-5859
12	(株)NIPPO	上厨川字横長根52-29	648-7080
13	前田道路(株)	本宮二丁目20-20	631-1741
14	(有)岩手架設工業	厨川三丁目11-1	646-4165
15	(有)岩手ハツリ工業	川目町21-18	651-3601
16	岩手瀝青工業(株)	花巻市石鳥谷町好地3-98	0198-45-5211
17	(株)上の島	下太田下川原136-1	658-1100
18	(株)北東北開発	東中野字片岡76	651-9834
19	(有)久保田工務店	月が丘一丁目29-40	641-1430
20	(株)熊谷工務店	愛宕町9-10	623-5465
21	(株)沼田建設	西青山三丁目34-1	647-5570
22	三陸土建(株)	みたけ五丁目15-12	646-5861
23	篠村建設(株)	稲荷町9-6	647-8811
24	柴田工業(株)	開運橋通1-40	652-2281
25	ショーボンド建設(株)	みたけ六丁目4-36	641-7335
26	(株)菅七工務店	中太田新田25-115	659-0729
27	大伸工業(株)	永井14-5	638-3251
28	(有)平建設	下太田沢田79	658-0345
29	(有)大高建設	玉山区好摩字芋田向82-36	601-4320
30	(株)タカヤ	下太田杉田52-1	659-2811
31	(株)司組	本宮三丁目10-20	635-1216
32	(株)東北ターボ工業	下太田田中1-2	658-1113
33	戸張建設(株)	前九年一丁目3-22	647-3437
34	中亀建設(株)	仙北一丁目16-5	636-0223
35	東野建設工業(株)	加賀野二丁目8-15	653-3388
36	(株)丸茂建設	上堂四丁目6-26	641-7521
37	(有)美和工業	本宮三丁目10-20	635-1821
38	(有)盛岡舗装サービス	西松園一丁目4-12	661-1524
39	盛舗建設(有)	上厨川字杉原1-4	648-5711
40	(株)山崎組	加賀野三丁目12-30	652-3088
41	吉田建設(株)	本町通三丁目19-10	622-2365
42	吉武建設(株)	茶畑二丁目7-19	624-0101
43	菱和建设(株)	みたけ一丁目6-30	641-1111

平成22年度市道除排雪業務委託業者一覧表

番号	業者名	住所	電話番号
44	中坪 光雄	上米内字白石17-2	688-1306
45	協積産業(株)	月が丘一丁目28-16	643-8622
46	(有)沢口砂利店	城西町7-3	622-0533
47	吉田機械サービス 吉田修	岩脇町6-24-2	662-2797
48	榑石名坂	東見前4-35	638-7521
49	佐野峯栄夫 佐野峯建設	永井3-80-3	638-1888
50	(株)下河原組	乙部4-6-1	696-2255
51	沼田 紘一	西見前19-3-7	638-8882
52	南野 強	大ヶ生11-52	696-4958
53	瀬川 与一	湯沢10-5	638-4673
54	佐々木 修一	西見前17-14	638-6648
55	(株)浅沼工務店	本宮二丁目11-8	636-0131
56	佐々木建設(株)	紫波町日詰字石田56	676-3610
57	熊谷 栄	湯沢2-73	638-1515
58	藤平 裕	繫字尾入野83-6	689-2709
59	(有)澤田土木コンサルタント	小鳥沢二丁目9-11	661-6484
60	(有)松園工業	上田字松屋敷31-14	661-7672
61	梨子建設(株)	高松四丁目20-20	661-2411
62	榑佐藤興産	手代森19-95-2	696-2362
63	(有)上中屋敷重機	雫石町御明神大曲戸214-3	692-1897
64	(有)東北農林建設	中太田屋敷田108	658-1900
65	(有)宮田屋	若園町1-19	623-1001
66	筒治丹平	桜台2-3-1	090-2601-4514
67	大鷲 勉	繫字尾入野48-22	667-2254
68	(有)菊池工業	雫石町繫5-166-28	692-3522
69	(有)黒澤建設	桜台一丁目1-4	661-3101
70	榑菱友	みたけ一丁目6-30	641-8881
71	(有)藤忠商事	西松園四丁目2-6	661-4537
72	榑エスイーシー	肴町13-28グリーンキャピタル1001	623-7339
73	(有)山幸造園	滝沢村滝沢字巣子276-44	688-5458
74	榑杜陵工業	上太田三枚橋55-1	656-2500
75	みちのく工業(株)	門二丁目19-18	604-6723
76	ホンダウイング三浦 代表 三浦 誠	月が丘三丁目49-47	641-6665
77	光栄建設(株)	月が丘一丁目28-11	090-8920-9496
78	南部運転代行 代表 小向 司	大館町10-1	646-0039
79	(有)東伸工業	中太田新田25-605	659-2607
80	北陽重機	葛巻町葛巻38-16-2	0195-66-0111
81	(有)光明園	玉山区渋民字駅22-1	683-2606
82	(株)城北自動車	みたけ五丁目18-26	641-3811
83	(有)田越工務店	中屋敷町1-33	646-1133
84	(株)友工業	中太田屋敷田107-2	658-0350
85	城北電機(株)	みたけ三丁目8-11	641-4185

平成22年度市道除排雪業務委託業者一覧表

番号	業者名	住所	電話番号
86	(株)建塗装工業	桜台三丁目4-11	667-2513
87	東日本ビル管理(有)	滝沢村滝沢字穴口457-21	687-3677
88	(株)岩手サンロード	盛岡市永井19地割197-1	639-1343
89	(有)フジミ工建	盛岡市厨川五丁目5-26	684-3903
90	藤澤 善美	三本柳25地割17-3	638-6673
91	近藤産業 近藤良雄	東新庄一丁目26-11	622-0013
92	太田運輸(株)	上太田松ノ木7-2	658-0567
93	(株)富士見興業	みたけ四丁目22-30	643-7732
94	フクミ産業 代表 横澤 秀輝	紫波町遠山字松原37-5	639-4366
95	(有)佐藤建興	雫石町沼返114-2	691-1203
96	(有)大茂建設	矢巾町大字赤林7-55	697-3681
97	(株)アグード	猪去大道2-1	656-3515
98	岩手ライフ工業(株)	津志田中央三丁目17-5	639-1551
99	シマノ建設(株)	中野一丁目30-12	654-0032
100	共同工建(有)	紫波町日詰西1-9-7	676-2963
101	藤工(有)	乙部5地割105	656-1133
102	(有)藤正建設	手代森4-9	696-3165
103	(有)岩手技研	天昌寺町9-8	645-3567
104	人見 健太郎	中太田吉原71	070-5620-9781
105	東部住設	下米内二丁目18-5	663-8073
106	田村 利則	向中野字向中野21-5	090-3362-7339
107	アスピレーション 代表 齋藤 昭治	雫石町西安庭旭台278-18	692-5189
108	(有)シマカワ	上米内字赤坂10-1	661-2990
109	(株)シーテック	滝沢村滝沢字穴口408-6	613-9621
110	谷地組	矢巾町広宮沢第10地割515-3	637-4622
111	ACサカモト(株)	玉山区川崎字川崎92番地4	683-2957
112	(株)太子建設	玉山区寺林字平森40番地1	682-1310
113	(有)小綿組	玉山区川崎字向川崎102番地14	682-1121
114	大森建設	玉山区川又字宇登97	662-8134
115	(有)西根企業	八幡平市大更第27地割55番地2	688-7751
116	新工住建(株)	玉山区川崎字上川崎24番地1	683-3484
117	上鹿妻除雪組合 代表 舘澤 満仁	上鹿妻切付49-1	658-1011(勤)
118	田上 常吉	上太田若宮15-4	659-1683
119	平賀 正男	猪去外久保42-1	659-3100
120	坂本 年夫	厨川五丁目7-28	646-8858
121	昆 顕通	永井20地割1-62	638-8405
122	佐々木 信之	乙部29-43	696-2828
123	林崎除雪協力隊 代表 藤原一夫	下太田林崎39-1	659-0363
124	吉田 清美	川目15地割149-3	624-5978
125	菅野 力雄	川目15地割1-76	622-1169
126	瀬川 和則	東新庄一丁目10-22	651-4888
127	藤村 勉	下飯岡14地割289-4	639-0039

平成22年度市道除排雪業務委託業者一覧表

番号	業者名	住所	電話番号
128	浅沼 吉二郎	下飯岡17地割14	638-3065
129	(有)中野設備工業所	湯沢5地割46-1	605-7660
130	井上 昭三	下太田下川原163-2	659-1456
131	大崎 長市	上米内畑井野52-1	667-2040
132	佐々木 寛光	下米内二丁目18-6	662-6812
133	大坪 長四郎	土淵字北野41	687-2729
134	北夕一町会除雪隊 代表 武藏 勝國	北夕顔瀬2-19	647-2104
	平成22年10月21日		134者
	現在		

<平成22年度 農道除排雪業務委託業者一覧>

(50音順)

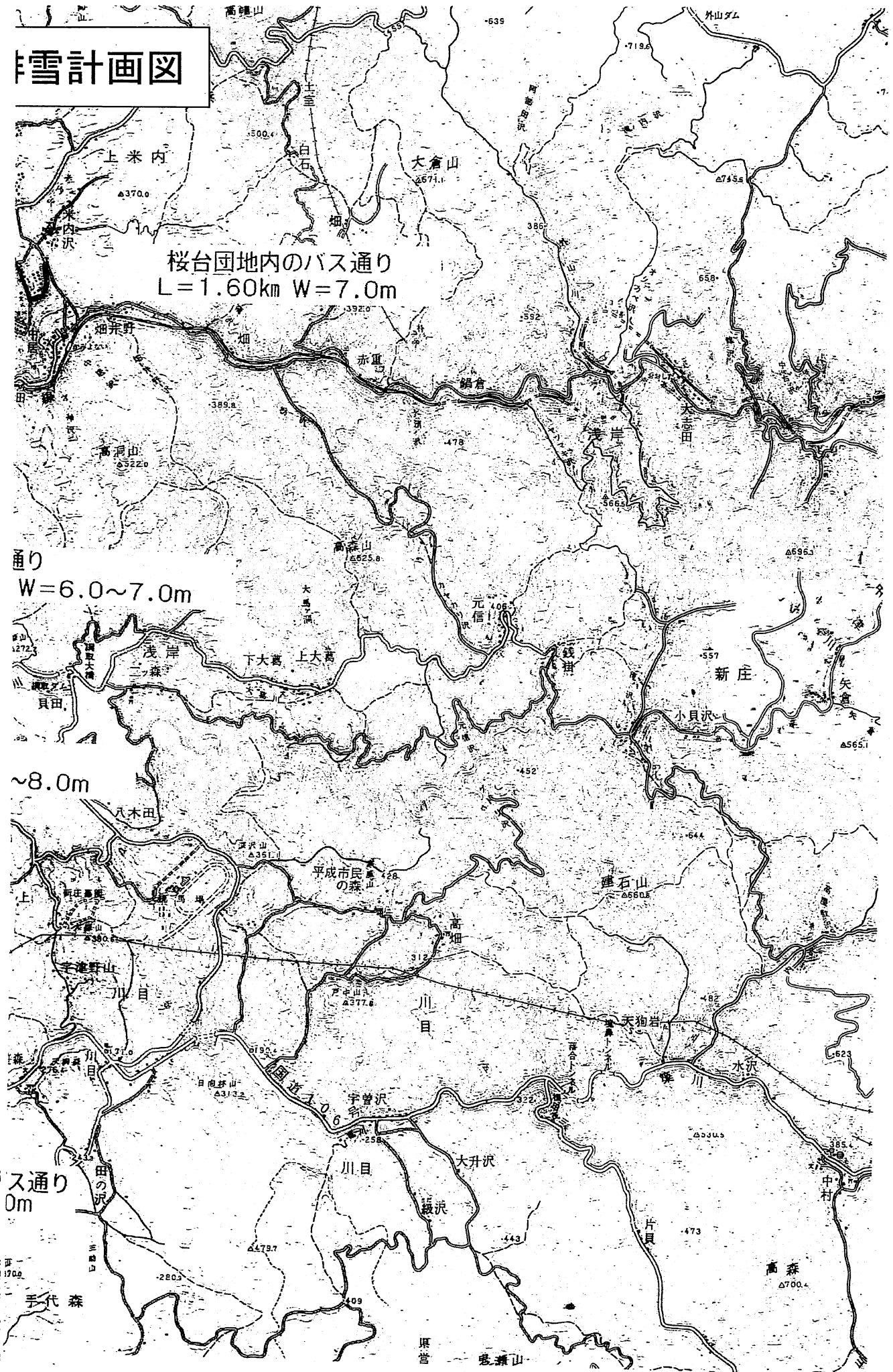
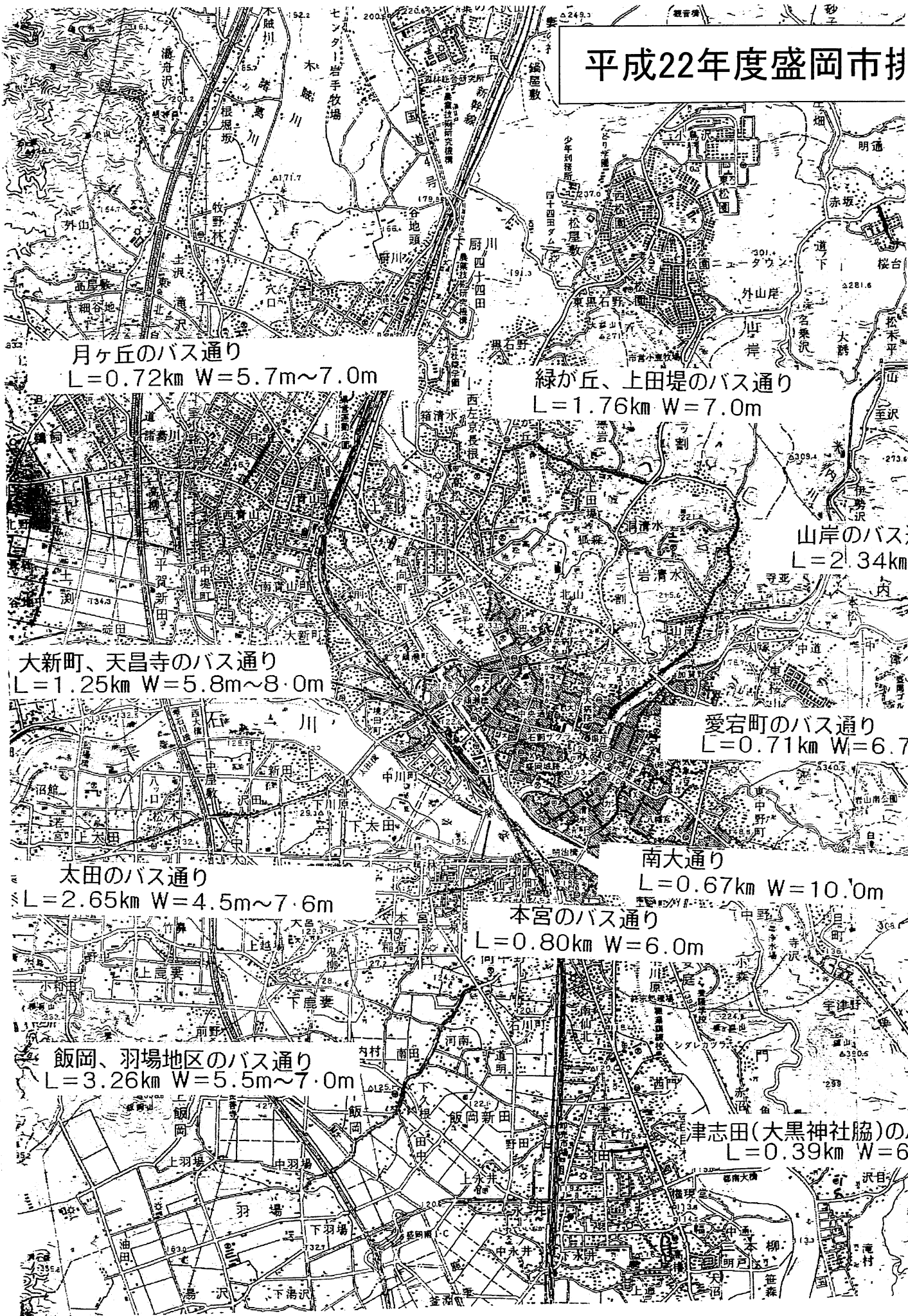
業者名	電話番号	住所	対象路線
岩手建工(株)	651-6903	盛岡市神明町10-25	南中野線 中村線
北東北開発(有)	651-9834	盛岡市東中野字片岡76	泣坂線 八木田線
(株)熊谷砂利店	659-0522	盛岡市上太田上川原153	盛岡西部線
(株)アークド	656-3515	盛岡市猪去大道2-1	猪去線
世紀東急工業(株) 岩手営業所	651-4012	盛岡市門2-19-9	新井田線
中坪 光雄	667-2032	盛岡市上米内字白石17-2	米内沢線
(有)松園工業	661-7672	盛岡市上田字松屋敷31-14	鍋屋敷線

＜平成22年度 林道除排雪業務委託業者一覧＞

(50音順)

業 者 名	電話番号	住 所	対 象 路 線
岩手建工(株)	651-6903 FAX654-3147	〒020-0884 盛岡市神明町10-25	林道 築川線 林道 高畑線 林道 飛鳥線
大鷲 勉	667-2254 FAX667-2254 携080-3325-1165	〒020-0055 盛岡市繫字尾入野48-22 盛岡市浅岸字鍋倉9-1	林道 米内川線 林道 矢沢Ⅰ区 林道 高森山線
(有)黒澤建設	661-3101 FAX661-6899	〒020-0002 盛岡市桜台1-1-4	林道 築場線 林道 砂山線 林道 手代木線 林道 高屋敷線
高舘 等	666-2443 FAX666-2443	〒020-0803 盛岡市新庄字中津川37-15	林道 岩神Ⅱ区 林道 御大堂線
中坪 光雄	667-2032 FAX667-2032	〒020-0001 盛岡市上米内字白石17-2	林道 矢沢Ⅱ区
日本道路(株)	639-1333 FAX639-1334	〒020-0834 盛岡市永井19-197-1	林道 宇曾沢線 林道 仁右エ門線
(有)藤正建設	696-3165 FAX696-3002	〒020-0401 盛岡市手代森4-9	林道 上大沢線 林道 鬼ヶ瀬線 林道 江柄線
民部田 幸夫	(0195) 62-8658 666-2321	〒028-4307 岩手町大字五日市5-138-5 盛岡市築川2-52-1	林道 岩神Ⅲ区
盛岡市森林組合	624-0259 FAX666-2410	〒020-0885 盛岡市紺屋町2-9	林道 岩神Ⅰ区
(株)山崎組	652-3088 FAX652-3089	〒020-0807 盛岡市加賀野3-12-30	林道 御大堂2号線 林道 建石線 林道 平六沢線

平成22年度盛岡市排雪計画図



平成 22 年度

農 道 除 雪 路 線 図

盛岡市農林部農政課

平成22年度盛岡市農道除雪路線

	路線名	除雪計画延長 m	幅員 m	備考
1	盛岡西部線	1,617	7.5	
2	泣坂線	1,500	4.0	
3	米内沢線	600	4.0	
4	鍋屋敷線	400	3.5	
5	南中野線	3,800	6.5	
6	新井田線	150	5.0	
7	八木田線	320	4.0	
8	猪去線	495	4.0	
9	中村線	1,295	5.0	
	計	10,177		

農道除雪路線

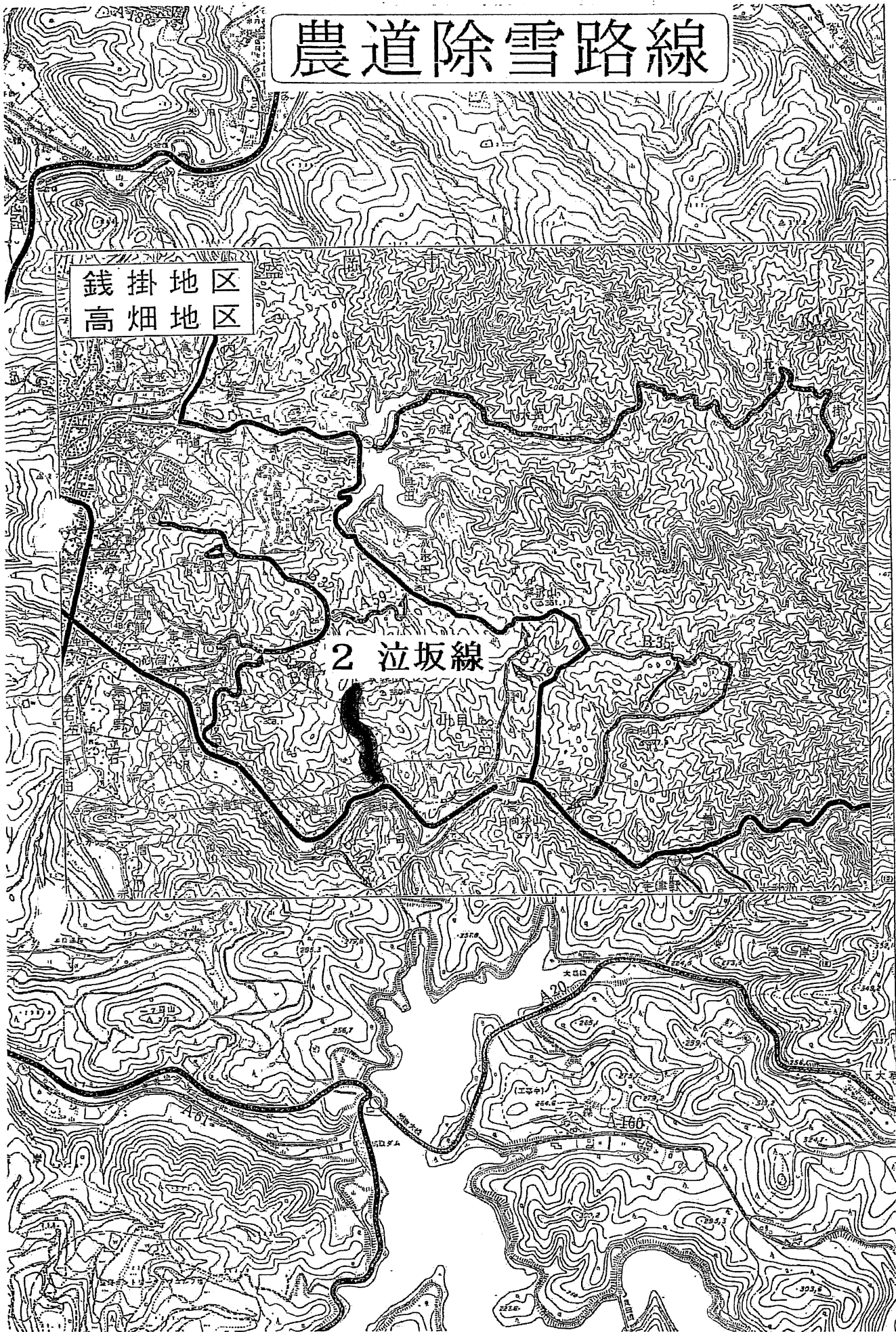


1 盛岡西部線

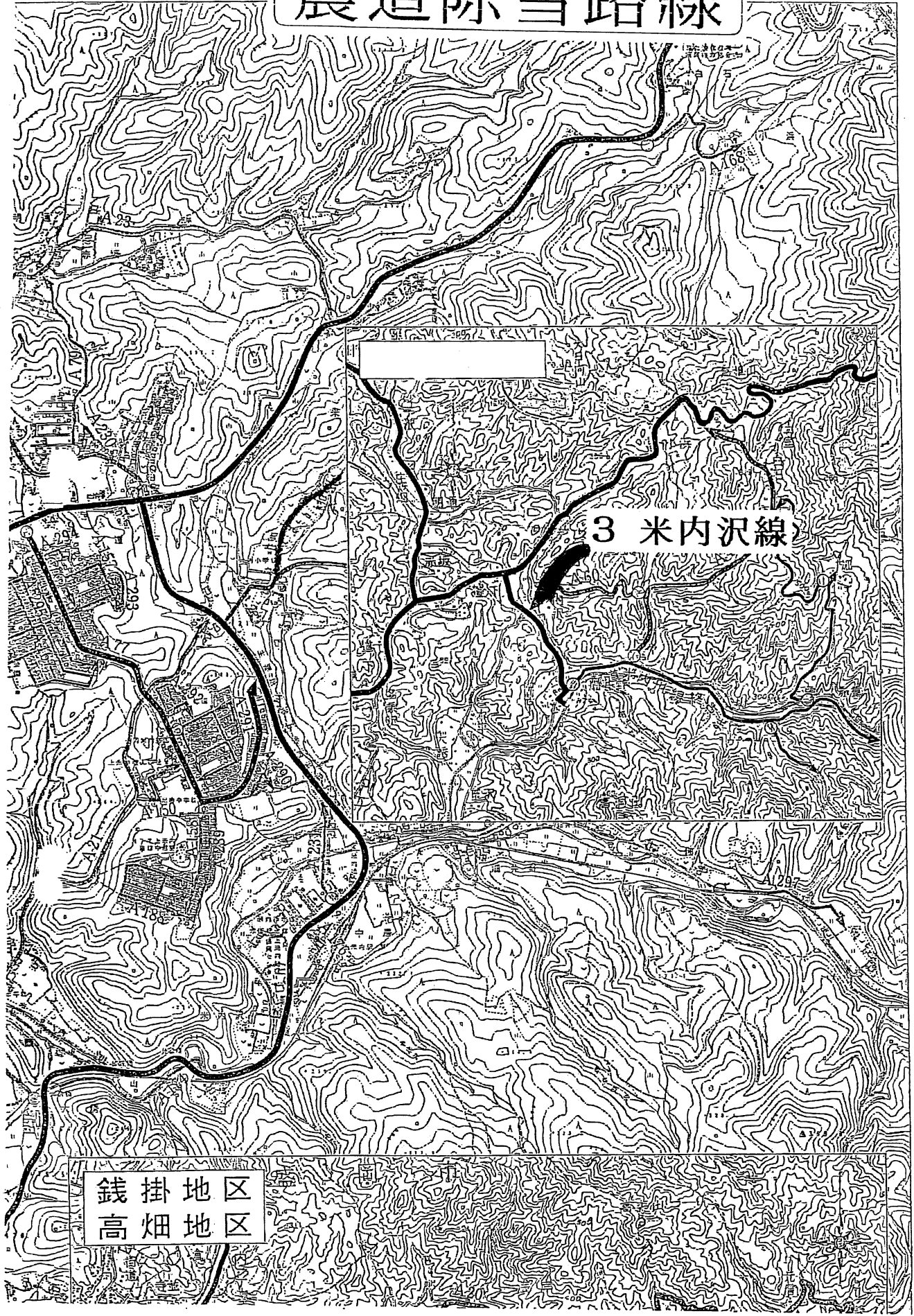
農道除雪路線

錢掛地区
高畑地区

2 泣坂線



農道除雪路線

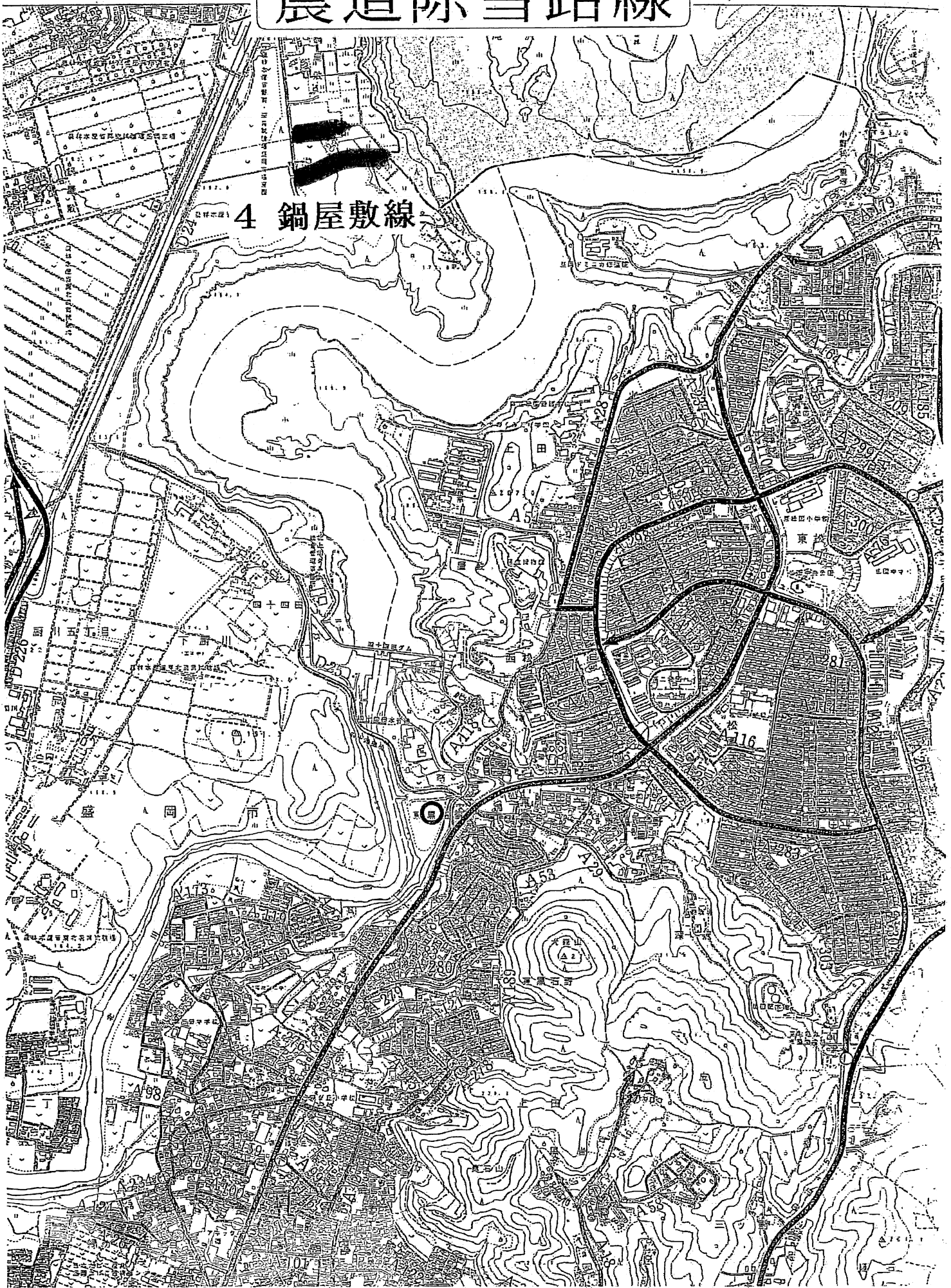


3 米内沢線

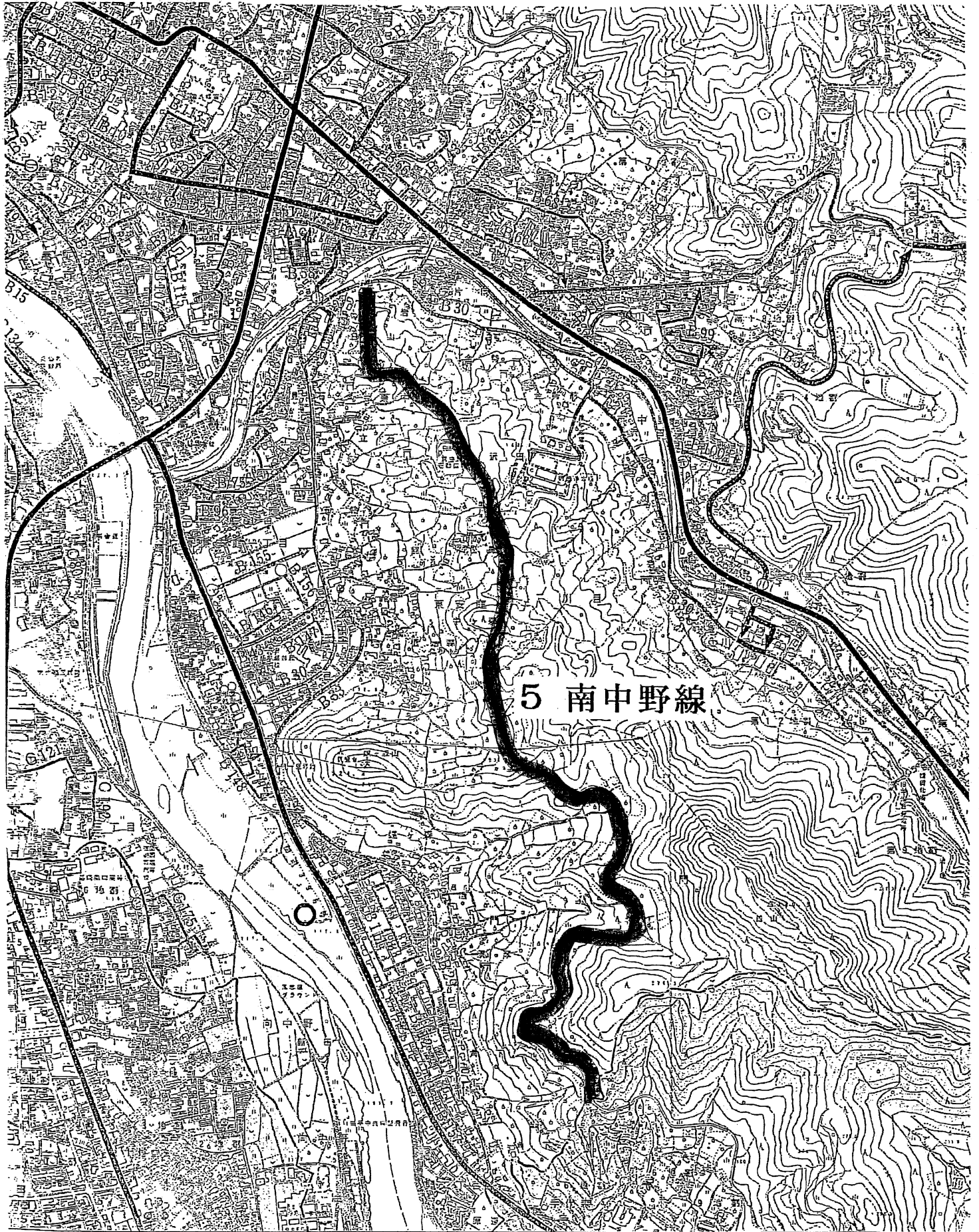
銭掛地区
高畑地区

農道除雪路線

4 鍋屋敷線

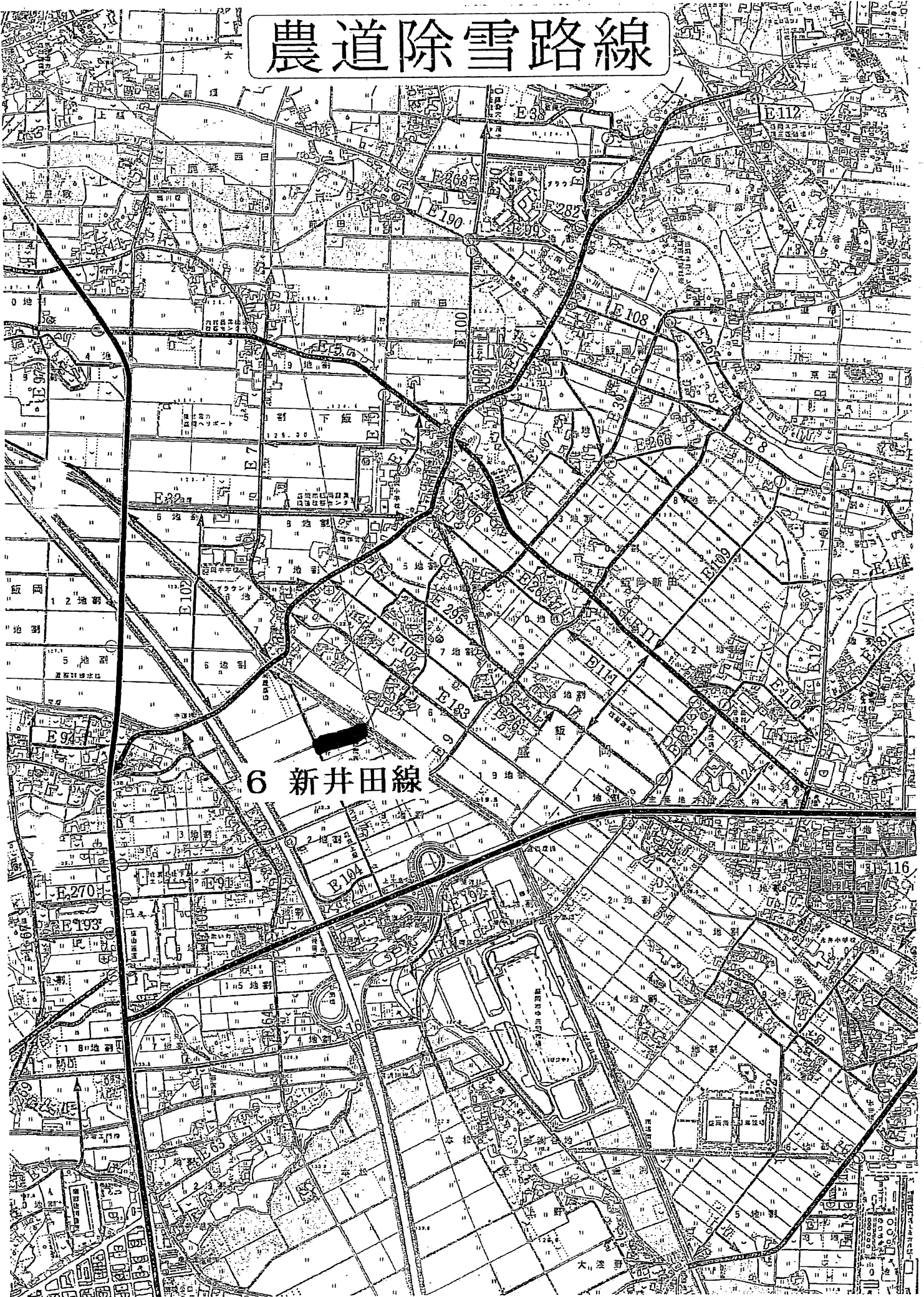


農道除雪路線



5 南中野線

農道除雪路線



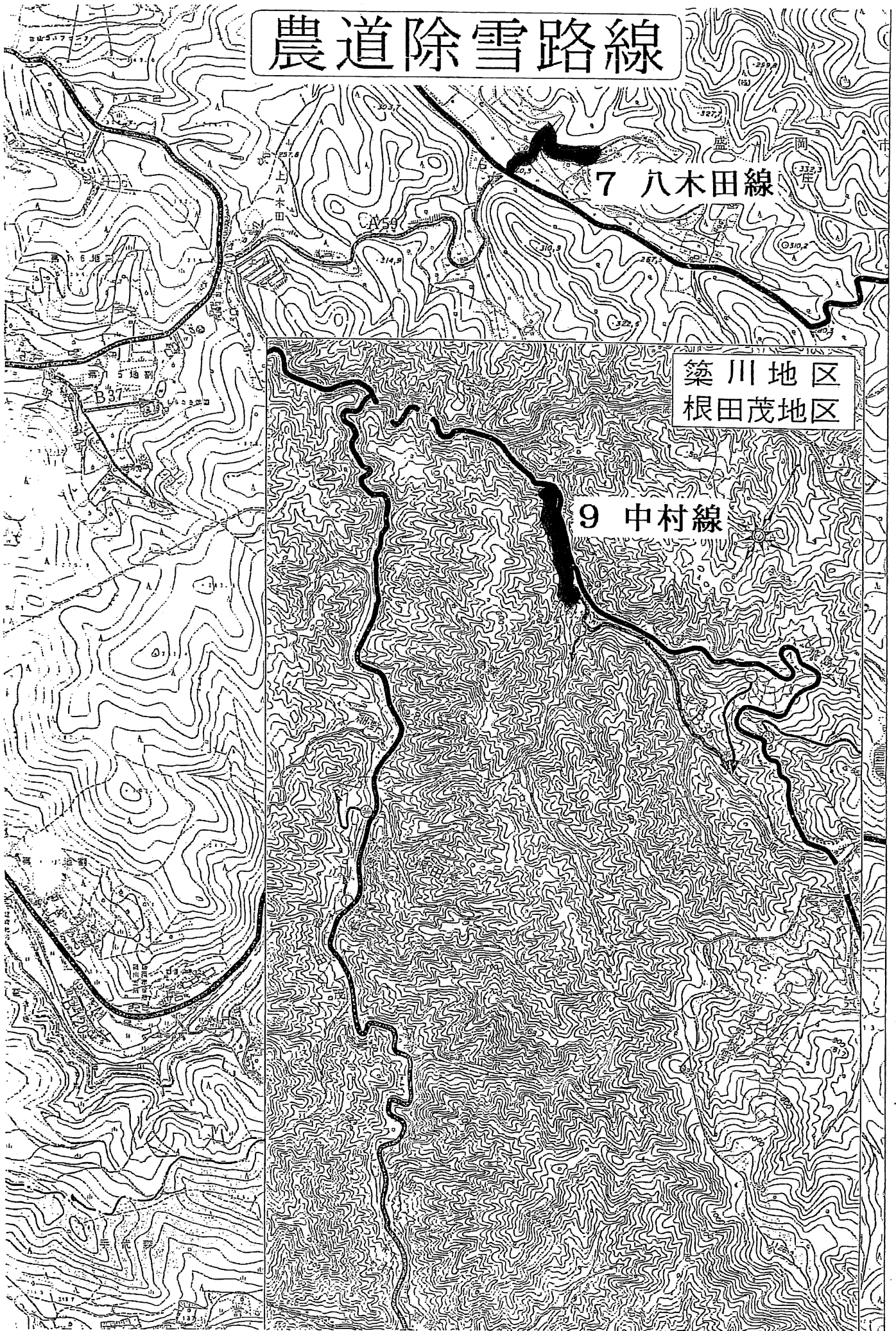
6 新井田線

農道除雪路線

7 八木田線

築川地区
根田茂地区

9 中村線



農道除雪路線



8 猪去線

平成22年度

林道除雪路線図

盛岡市農林部林政課

平成22年度盛岡市林道除雪路線

	除雪路線名		除雪計画延長 (m)	幅員 (m)	備 考
1	林 道	矢沢Ⅰ区	2,000	3.6	
2	林 道	矢沢Ⅱ区	2,630	4.0	
3	林 道	御大堂2号線	100	5.0	
4	林 道	建石線	400	5.0	
5	林 道	高畑線	1,000	3.6	
6	林 道	宇曾沢線	2,106	3.6	
7	林 道	仁右エ門線	2,200	4.0	
8	林 道	砂山線	2,700	5.0	
9	林 道	築川線	300	4.0	
10	林 道	築場線	80	3.6	
11	林 道	岩神Ⅰ区	8,200	4.0~5.0	
12	林 道	岩神Ⅱ区	6,800	4.0	
13	林 道	岩神Ⅲ区	3,200	4.0	
14	林 道	米内川線	8,843	4.0	
15	林 道	高森山線	750	4.0	
16	林 道	平六沢線	80	4.0	
17	林 道	手代木線	80	4.0	
18	林 道	飛鳥線	1,749	4.0~5.0	
19	林 道	上大沢線	2,188	4.0	
20	林 道	江柄線	1,980	4.0	
21	林 道	高屋敷線	600	4.0	
22	林 道	鬼ヶ瀬線	700	4.0	
合計			48,686		

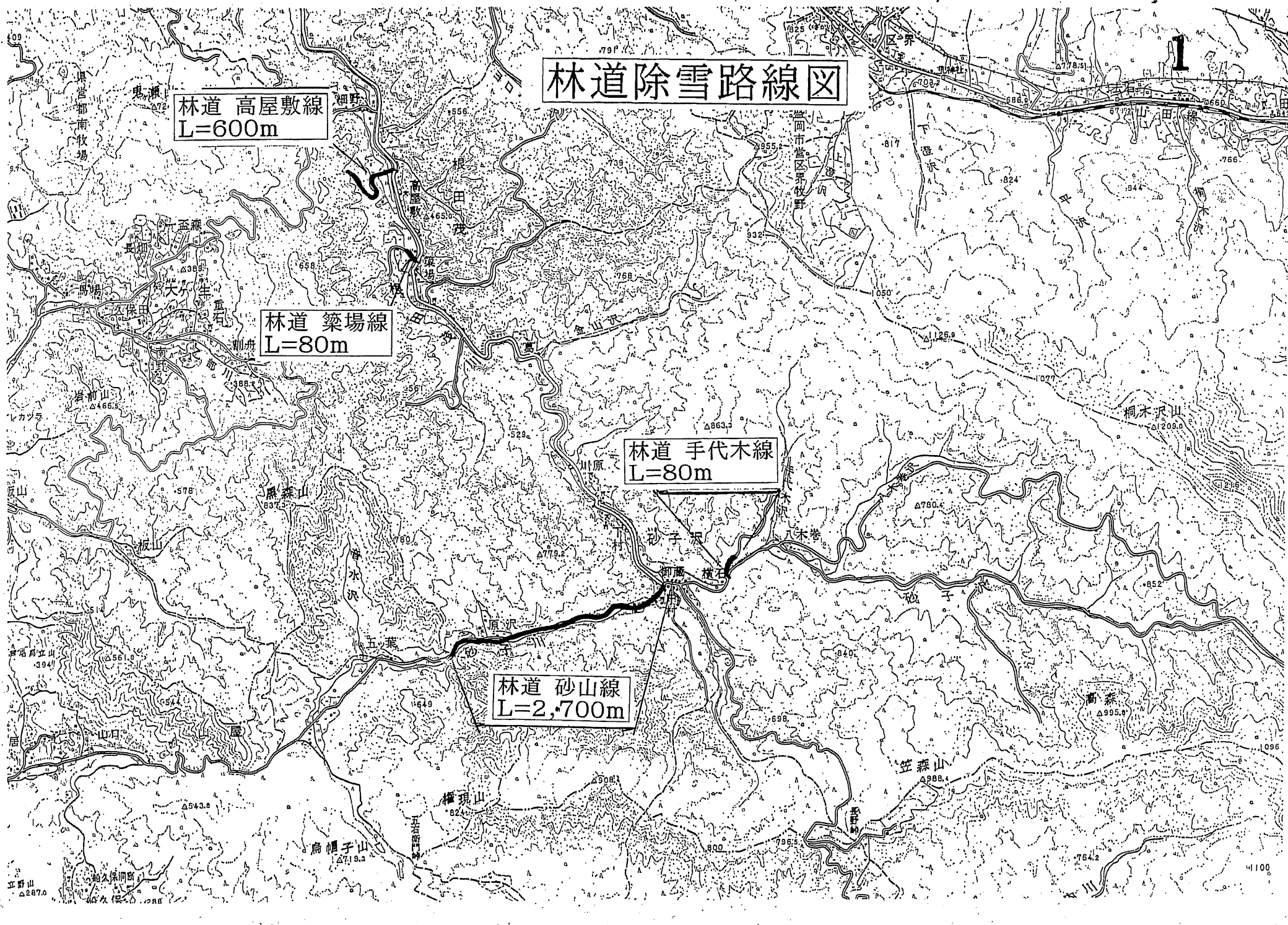
林道除雪路線図

林道 高屋敷線
L=600m

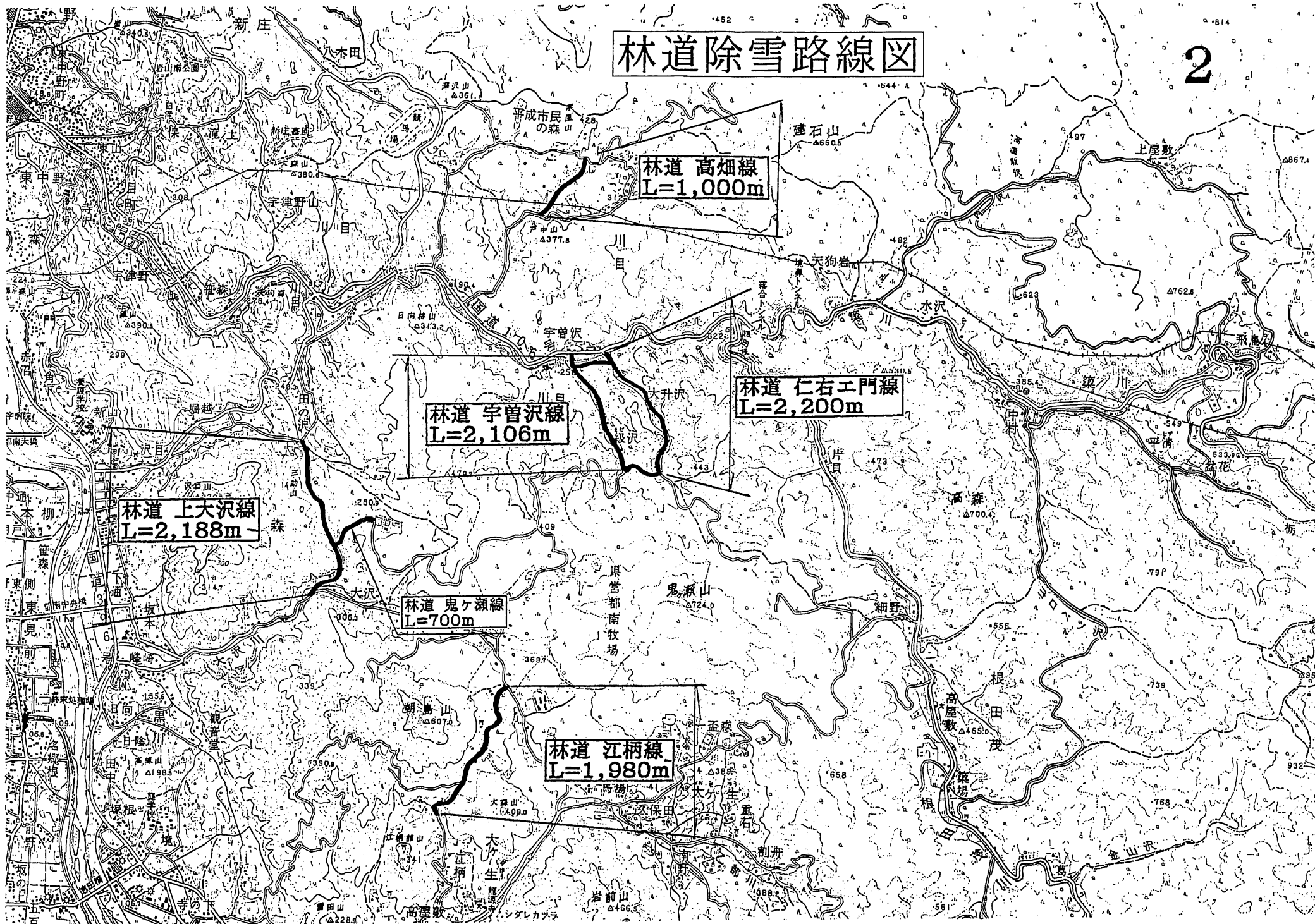
林道 築場線
L=80m

林道 手代木線
L=80m

林道 砂山線
L=2,700m



林道除雪路線図



林道除雪路線図

3

林道 御大堂2号線
L=100m

林道 平六沢線
L=80m

林道 岩神Ⅰ区
L=8,200m

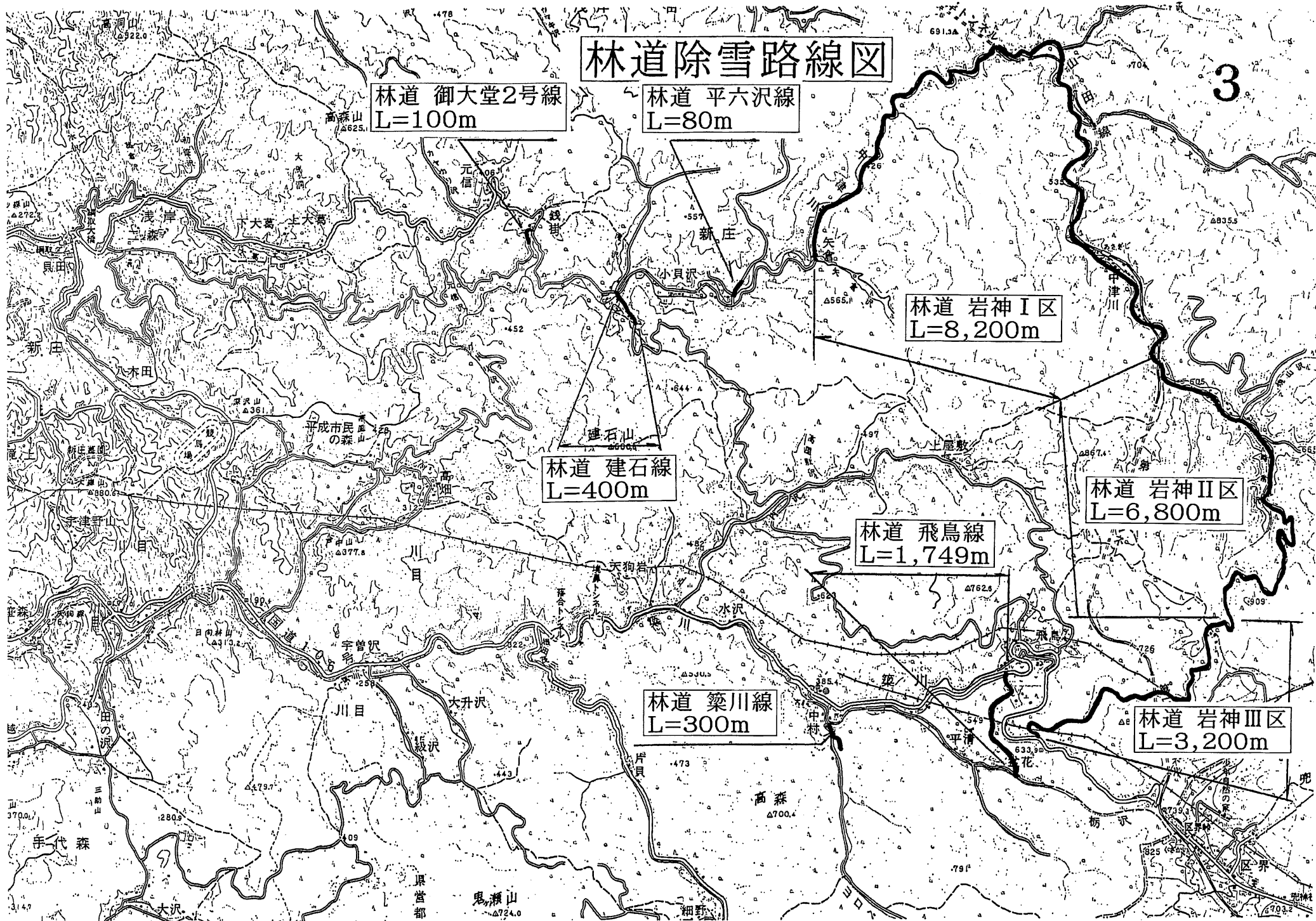
林道 建石線
L=400m

林道 岩神Ⅱ区
L=6,800m

林道 飛鳥線
L=1,749m

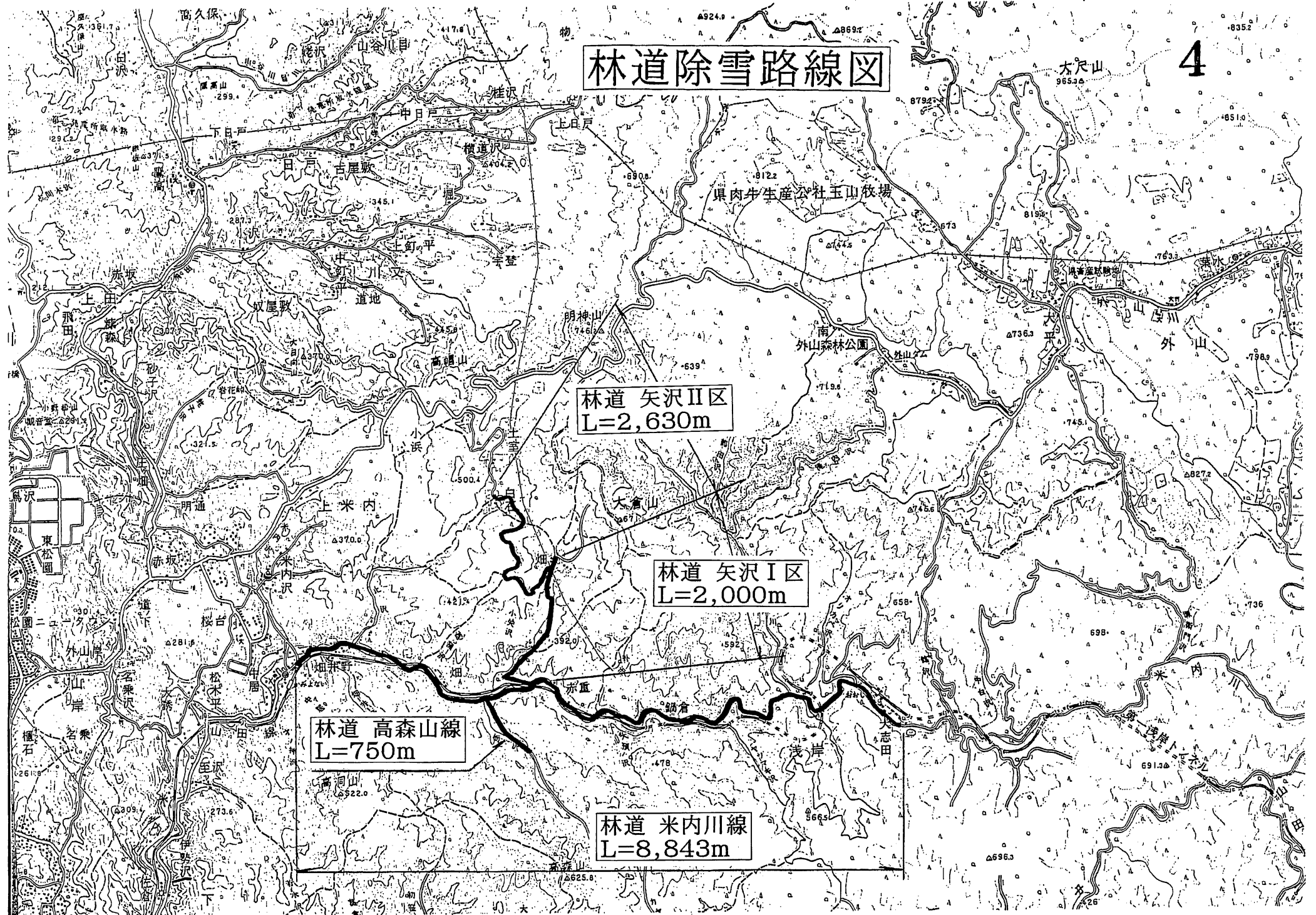
林道 築川線
L=300m

林道 岩神Ⅲ区
L=3,200m



林道除雪路線図

4



林道 矢沢Ⅱ区
L=2,630m

林道 矢沢Ⅰ区
L=2,000m

林道 高森山線
L=750m

林道 米内川線
L=8,843m